

平成24年 第6回定例会

美瑛町議会会議録

(第2号) 9月25日 開会

美瑛町議会

平成24年第6回美瑛町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成24年第6回美瑛町議会定例会

平成24年9月25日午前9時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 議案第1号 美瑛町個人情報保護条例の一部改正について
- 第3 議案第2号 美瑛町防災会議条例の一部改正について
- 第4 議案第3号 美瑛町災害対策本部条例の一部改正について
- 第5 議案第4号 専決処分について
- 第6 議案第5号 平成24年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第7 議案第6号 平成24年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 第8 議案第7号 教育委員会委員の任命について
- 第9 議案第8号 教育委員会委員の任命について
- 第10 議案第9号 教育委員会委員の任命について
- 第11 議案第10号 請負契約の締結について
- 第12 議案第11号 請負契約の一部変更について
- 第13 議案第12号 財産の取得について
- 第14 議案第13号 美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第15 認定第1号 平成23年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第2号 平成23年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第3号 平成23年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第4号 平成23年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第5号 平成23年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第6号 平成23年度美瑛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第7号 平成23年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第8号 平成23年度美瑛町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第23 認定第9号 平成23年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
- 第24 報告第1号 債権の放棄について
- 第25 請願第1号 町道の認定に関する請願について
- 第26 意見書案第7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を  
求める意見書
- 第27 議員の派遣について
- 第28 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	沢	尻	健	議員	
2番	森	平	真也	議員	
3番	佐	藤	晴観	議員	
4番	杉	山	勝雄	議員	
5番	齊	藤	幸一	議員	
6番	山	家	慶治	議員	
7番	花	輪	政輝	議員	
8番	八	木	幹男	議員	
9番	穂	積	力	議員	
10番	福	原	輝美子	議員	
11番	角	和	浩幸	議員	
12番	濱	田	洋一	議員	
13番	沼	田	成功	議員	
議長	14番	齊	藤	正	議員

○欠席議員

○出席説明員

町	長	浜田	哲君
副町	長	塚田	聡仁君
会計	管理者	千葉	茂美君
総務	課長	石井	典夫君
政策	調整室長	中山	勝利君
税務	課長	佐藤	剛敏君
住民	生活課長	大谷	隆男君
保健	福祉課長	池田	由行君
保健	福祉課参事	米濱	美智子君
商工	観光課長	後路	宜伸君
農林	課長	大西	能正君
都市	建設課長	武井	一真君
水道	課長	山田	厚誠君
町立	病院事務局長	太田	茂夫君
総務	課長補佐	今野	聖貴君
総務	課財政係長	今滝	毅君

教育	委員長	村上	和男君
教育	長	奥山	清君
学校	教育課長	藤原	悟君
生涯	学習課長	大滝	憲孝君
生涯	学習課参事	餌取	祐一君

農業	委員会会長	鹿島	明博君
農業	委員会事務局長	佐々木	典美君

代表	監査委員	有富	武君
監査	事務長	鈴木	貴久君

○書記

事務局長 前川光男君  
係長 梶原祐治君

---

開議宣告

---

○議長（齊藤 正議員） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、6番山家慶治議員と8番八木幹男議員を指名します。

---

日程第2 議案第1号 美瑛町個人情報保護条例の一部改正について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町個人情報保護条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、総務課長」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は1頁になります。条例の新旧対照表は資料の1頁になります。

今回の条例改正につきましては、児童虐待の防止等を図り、児童の権利、利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人または複数の未成年後見人を選任できるよう、民法の一部が改正されたことに伴い、本条例の関連規定を整備するものです。それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第1号の件を採決します。

議案第1号、美瑛町個人情報保護条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第2号 美瑛町防災会議条例の一部改正について

日程第4 議案第3号 美瑛町災害対策本部条例の一部改正について

---

**○議長(齊藤 正議員)** 日程第3、議案第2号、美瑛町防災会議条例の一部改正についての件、日程第4、議案第3号、美瑛町災害対策本部条例の一部改正についての件を一括議題とします。

これから、各議案の提案理由の説明を求めます。

まず、議案第2号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、総務課長」の声)

石井総務課長。

(総務課長 石井典夫君 登壇)

**○総務課長(石井典夫君)** 議案第2号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は2頁になります。条例の新旧対照表は資料の2頁になります。

今回の条例改正につきましては、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、地方防災会議の所掌事務に、地方公共団体の長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することなどを追加するとともに、多様な主体の意見が反映されるよう、自主防災組織を構成する者、または学識経験者を会議の委員として追加することなどの見直しを行うなど、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、本条例の関連規定を整備するものです。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

**○議長(齊藤 正議員)** はい、そのまま。

次に、議案第3号について提案理由の説明を求めます。

石井総務課長。

**○総務課長(石井典夫君)** はい、議案第3号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案集は3頁になります。条例の新旧対照表は資料の3頁になります。

本条例の改正につきましては、議案第2号と同様の理由によりまして、災害対策基本法の一部改正により本条例の関連規定を整備するものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

議案第3号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これで2案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第2号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「はい、7番」の声)

はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。この度、本件条例改正では、「自主防災組織を構成する者」が追加されましたが、この「自主防災組織を構成する者」とは一体どのような方々なのでありましょうか。また、この「自主防災組織を構成する者」が新たに追加された具体的な原因、理由などについて伺いたいと存じます。

(「はい、総務課長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい総務課長。

○総務課長(石井典夫君) 自主防災組織とはどういった団体を指すのかというご質問ですが、一般的に申し上げますと、町内会とか、町内婦人会、老人会、こういったようなそれぞれの団体を指すものと理解をしています。美瑛町の美瑛町地域防災計画というのがありますが、この中で第3節の中で、自主防災組織等ということで、具体的に平常時の業務内容、それから災害時の業務内容、そういったことを謳っています。それからもう1点、今回のこの条例改正の中で、この自主防災組織の中から代表をする者というものを委員として加える、こういった背景があるかというお尋ねですが、これは条例改正の冒頭でご説明申し上げましたが、昨年3.11を受けまして、その教訓を踏まえて、より地域全体にとって、こういった災害が起きた時に、迅速に対応できるように、また、普段の日々の生活の中で、地域全体がこの災害というものに対して常に意識してもらえるという、そういった意味合いの中でこういった会議の場に、こういった方々を加えるというようなそういう背景から一部改正がなされたと理解をしています。

(「はい、7番」の声)



○議長（齊藤 正議員） はい、花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 詳しくご説明をいただきまして、よくわかりました。ところで、本件の第3条第5項第8号、条例改正部分の中には、委員として町長が任命する者も含まれています。ただいまご答弁にもありましたが、3・11東日本大震災以降、近年、全国的に言われてきていますが、災害の教訓を生かして、新たな有識者、或いは被災者の体験、特に女性の皆さんの被災体験から、新たな防災計画策定や変更に対して、女性委員を任命して、女性の意見、要望も考慮すべき必要があるなど、様々、論議はされています。そこで伺いますが、女性委員の任命に対して、どのようなお考えをお持ちでしょうか伺います。

（「はい、総務課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、石井総務課長。

○総務課長（石井典夫君） 委員の中に女性をというご質問ですが、美瑛町のこの防災会議条例の中の委員の構成については、災害対策基本法の第14条及び第15条に基づき、これを準用して決めている内容です。条例の中にも具体的に謳われていますが、確かに今、議員さん言われた女性云々についてのことですが、基本的に性別の別は条例の中では謳っていませんので、ただその中で町長が指定する関係地方行政機関の職員のうち、当該関係地方行政機関の長が指名する者という一つの制限があります。ですからそれぞれ、町長が指定する関係期間の中で選考されてくる方が、今の委員の構成でみますと、男性がすべてですが、今後、女性という部分も出てくるだろうと思っています。その他、町長がその部内の職員のうちから指名する者とか、町長が指定する関係機関、関係公共機関及び関係地方公共機関の職員、学識経験者のうちから町長が任命する者という、こういった決まりもありますので、こういった中でそういったことも検討していけるのかなと理解をしています。ただ、今の任期が今年の6月1日から2年間です。26年の5月31日まで2年間ありますので、次回の改選となりますと、26年の6月1日ということになりますので、その間の中で、また検討していきたいと考えてます。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第2号についての質疑を終わります。

次に、議案第3号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第3号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。2案件の討論は一括行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、2案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、議案第2号及び議案第3号の2案件について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第2号及び議案第3号の2案件についての討論を終わります。

これから日程第3、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町防災会議条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町災害対策本部条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第4号 専決処分について

---

○**議長(齊藤 正議員)** 日程第5、議案第4号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、総務課長」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井典夫君 登壇)

○**総務課長(石井典夫君)** 議案第4号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は4頁からになります。

今回の専決処分につきましては、平成24年度美瑛町一般会計補正予算(第5号)について、平成24年8月31日に専決したもので、地方自治法の規定により報告し、承認をお願いするものです。専決した補正の内容につきましては、今年8月20日美進小学校で確認された燃料管灯油漏れに伴う、汚染土除去及び地下タンク並びに配管設備改修費です。それでは、議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

それでは、事項別明細書の歳出から説明をします。9頁をお開き願います。事項別明細書の歳出です。第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額940万円の追加です。小学校管理運営事業、美進小学校の燃料管灯油漏れに伴う、汚染土除去及び地下タンク並びに配管設備改修費です。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。7頁へお戻りいただきたいと思います。事項別明細書の歳入です。第19款繰越金、第1項繰越金、補正額940万円の追加です。前年度繰越金です。繰越金確定額が1億3,477万2千円、予算措置済額が今回で8,329万3千円、財源保留額は5,147万9千円となります。6頁の第1表については、説明を省略させていただきます。以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。議案集の4頁から10頁まで、議案本文及び平成24年度美瑛町一般会計補正予算の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第4号の件を採決します。議案第4号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は承認することに決定しました。

---

日程第6 議案第5号 平成24年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第7 議案第6号 平成24年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第6、議案第5号、平成24年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第7、議案第6号、平成24年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を一括議題とします。

これから、各議案の提案理由の説明を求めます。

まず、議案第5号についての提案理由の説明を求めます。

（「はい、総務課長」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） 議案第5号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集の11頁からになります。最初に議案条文を朗読し、その後内容の説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、事項別明細書の歳出から説明をします。19頁をお開きいただきたいと思います。事項別明細書歳出です。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額10万円の追加です。交際費です。今年7月中旬発生の九州北部豪雨で被害を受けました、日本で最も美しい村加盟の福岡県八女市星野村への義援金です。

第7目町有林管理費、補正額292万4千円の追加です。森林環境保全整備事業、事業面積等の増加によるものです。

第8目地域振興費、補正額693万3千円の追加です。丘のまちびえい活性化協会出資金及び運営補助金です。

第12目諸費、補正額51万5千円の追加です。過年度歳入過誤納還付金、障害者自立支援給付金精算に伴う道費の負担金の精算還付です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、補正額47万5千円の追加です。緊急通報システム運営事業、利用者の増に伴う追加です。7万5千円の追加です。市民後見推進事業ということで、新規になりますが、市民後見を地域に普及させるための検討会の運営費です。

21頁をお開きいただきたいと思います。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額220万6千円の追加です。子育て支援対策事業、これにつきましても新規事業になります。児童虐待防止に係る講演会、相談会等の業務に関する経費です。

第4款衛生費、第2項清掃費、補正額7万6千円の追加です。ごみステーション施設整備補助事業、整備改修件数の増加に伴う補正です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、補正額3,561万6千円の追加です。1点目、農業振興管理事業です。農山漁村活性化プロジェクト計画策定に係る職員の旅費30万円です。2点目は、エゾ鹿緊急対策事業と駆除実施に係る猟友会への補助です。300万円です。環境保全型農業直接支払交付金、これは申請者及び事業面積増に伴う追加です。231万6千円です。小麦プロジェクト拠点施設整備事業です。旧北瑛小学校を小麦等地元食材を利用したレストラン、研修施設等整備に係る実施設計費3千万円です。

続きまして、23頁をお開きいただきたいと思います。第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額92万円の追加です。1点目は、国営造成施設管理体制整備促進関係事業、これは補正額は発生していません。消耗品それから事業委託の事業調整です。2点目が、農地水保全管理支払推進事業、今回で5回目となります雪上絵の作成に係る事業費の追加です。92万円です。

第2目農道整備費、補正額317万7千円の追加です。旭第3線道路改良舗装事業と、道路用地確定に伴う補償費の追加です。

第3目基幹水利施設管理費、補正額1,017万円の追加です。融雪水及び土砂による、白金頭首工の取水工が破損したことに伴う修繕費です。

第3項林業費、補正額45万円の追加です。鳥獣被害防止対策事業、ヒグマの農作物被害拡充防止のための捕獲わなの購入1基分です。

第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額37万8千円の追加です。商店街コミュニティ施設整備事業、旧スーパーについています外階段の撤去費の追加です。冬になりますと、外階段に雪が積もりまして、それが暖気に伴って町道の方に落ちるということで、これを撤去するという事です。

第3目観光費、補正額15万円の追加です。美瑛町観光協会補助金、町からの派遣職員等の超過勤務手当の追加です。

続きまして、25頁をお開きいただきます。第8款土木費、第1項土木管理費、補正額104万円の追加です。住環境整備費助成事業、当初4件で予算を組んでいましたが、その後4件ほど新たに申請があったということで、申請件数の増に伴う追加です。

第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額345万円の追加です。道路維持修繕事業、局地的集中豪雨に伴う道路維持費の追加です。

第2目道路新設改良費、補正額261万8千円の追加です。朗根内上俵真布線道路改良舗装事業ほか2路線の事業調整です。

第3項河川費、補正額500万円の追加です。これにつきましても、道路と同じく局地的集中豪雨による河川の修繕の追加です。

27頁をお開きいただきます。第5項住宅費、第1目住宅管理費、補正額700万円の追加です。町営住宅管理事業、町営住宅の日ごろの営繕にかかる追加です。

第2目住宅建設費、補正額3,674万5千円の追加です。1点目は、平成25年度建設着工予定の旭町団地4号棟の実施設計及び地盤調査費の追加です。514万5千円です。もう1点は、定住促進住宅改修事業、市街地内、本町の旧消防職員住宅について、移住者向けの定住促進住宅としての改修費ということで3,160万円を追加するものです。

第10款教育費、第1項教育総務費、補正額51万5千円の追加です。スクールバス運行事業、バスセンター施設進入防止扉の設置費の追加。昨年の12月、タイヤ等が盗難に遭いましたが、そういったものを防止するための防止扉の改修です。

第2項小学校費、補正額58万6千円の追加です。これにつきましては、小学校及び旧校舎のオイルタンク及び配管施設の油漏れ検査料の追加、美進小学校で今回こういった事故が発生しましたので、それぞれ30年近く以上経っている施設についての点検です。

第3項中学校費、補正額11万6千円の追加です。これにつきましても、中学校のオイルタンクの配管等油漏れの検査手数料です。

29頁をお開きいただきたいと思います。第4項社会教育費、第2目生涯学習推進費、補正額26万円の追加です。人づくり育成事業。成25年度実施予定の少年少女道外研修事前調査

に係る職員の旅費です。今のところ韓国を予定しています。

第3目町民センター費、補正額260万円の追加です。町民センター、多目的ホール美丘の緞帳が破損しまして、その修繕、併せてバトンの取り替え等での補正です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、補正額28万円の追加です。丘の町びえいまちづくり基金への積み立てです。まちづくり寄附7名分28万円です。今年度8月末現在で13件、56万円ほどを寄附をいただいています。

第13款災害復旧費、第2項農林業施設災害復旧費、補正額100万円の追加です。農業施設災害復旧事業、9月9日から11日の間に降りました大雨による農業災害に対する災害査定に係る調査委託料です。

次に、歳入について説明をします。15頁へお戻りいただきたいと思います。事項別明細書歳入です。第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額1,244万1千円の追加です。普通交付税です。補正後の財源保留額は1億8,026万5千円です。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金、補正額132万8千円の追加です。基幹水利施設管理負担金白金地区、施設修繕に伴う負担金の追加です。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目農林水産業費補助金、補正額1,500万円の追加です。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、小麦プロジェクト拠点施設整備事業に係る国庫補助金です。

第5目土木費補助金、補正額393万5千円の追加です。朗根内上俵真布線及び、北瑛旭第6線道路改良舗装事業費の増に伴う交付金の追加です。もう1点が、旭町団地4号棟の建設事業交付金、実施設計に係る交付金の追加です。

第15款道支出金、第2項道補助金、第1目総務費補助金、補正額199万3千円の追加です。森林環境保全整備事業補助金、事業費増に伴う追加です。

第2目民生費補助金、補正額260万6千円の追加です。地域支え合い体制づくり事業費補助金、市民後見推進事業実施に伴う追加です。歳出歳入、歳入は10割補助ということになります。もう1点、子育て支援対策事業費補助金、これにつきましても、児童虐待防止対策事業費の補助ということで、道費10割補助ということです。

第5目農林水産業費補助金、補正額811万2千円の追加です。環境保全型農業直接支払交付金、これは申請件数の増及び事業面積の増に伴う増額です。115万8千円。2点目は、地域づくり総合交付金、エゾ鹿対策の交付金で50万円の追加です。もう1点が、基幹水利施設管理事業補助金白金地区、これは取水施設の修繕に伴う補助金です。602万6千円です。農地水保全管理支払推進事業交付金、これにつきましては、雪上絵作成に係る交付金です。42万8千円です。

第7目土木費補助金、補正額1千万円の追加です。地域づくり総合交付金、定住促進住宅改

修事業に係る交付金です。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額28万円の追加です。まちづくり寄附金7名分です。

第19款繰越金、第1項繰越金、補正額5,147万9千円の追加です。前年度繰越金です。今回をもって全額計上ということになります。

17頁をお開きいただきたいと思います。第20款諸収入、第5項雑入、補正額12万6千円の追加です。町有建物災害共済金、基幹水利施設の修繕に係る災害共済金です。

第21款町債、第1項町債、第4目農林水産業債、補正額1,720万円の追加です。1点は、小麦プロジェクト拠点施設整備事業債1,420万円、もう1点は、辺地対策で旭第3線道路整備事業債300万円の追加です。

第6目土木債、補正額80万円の追加です。道路橋梁債、朗根内上俵真布線、北瑛旭第6線、それぞれ事業費増に伴う追加です。

続きまして、第2表の説明を行います。14頁へお戻りいただきたいと思います。町債の総額に1,800万円を増額するものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げます。

(第2表の朗読を省略する)

12頁、13頁の第1表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

**○議長(齊藤 正議員)** 次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、水道課長」の声)

はい、山田水道課長。

(水道課長 山田厚誠君 登壇)

**○水道課長(山田厚誠君)** それでは、引き続き、議案第6号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集の31頁をお開き願います。今回の補正は、一般管理費で償還金利子及び割引料の増額をお願いするものです。以下、議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

初めに、事項別明細書の歳出についてご説明申し上げます。35頁をお開き願います。歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、第1目一般管理費、補正額85万9千円の増となっています。(1)管理費、償還金利子及び割引料の増です。これにつきましては、下水処理場の改築、更新で発生した鉄くず等の売払いで生じた売却額の補助率相当額を補助事業の決まりにより国に返還するものです。

次に、33頁に戻りまして、歳入についてご説明申し上げます。歳入、第1款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額85万9千円の増です。前年度の繰越金を歳出に充当するものです。前の頁の32頁の第1表、歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これで、2案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2案件に関連する事項についての総括質疑を許します。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第5号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第5号についての質疑を行います。議案集の19頁から22頁まで、はじめに平成24年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第3款民生費までについての質疑を許します。

（「はい、2番」の声）

はい、2番森平議員。

○2番（森平真也議員） 第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目高齢者福祉費、市民後見推進事業について伺います。今年度はこの市民後見推進事業として、検討会の運営を行うということですが、今後、市民後見人の育成というのがますます必要になってくると思いますが、今後の育成について、町としてどうお考えになっているのか伺います。

（「はい、保健福祉課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、池田保健福祉課長。

○保健福祉課長（池田由行君） おはようございます。市民後見推進事業のご質問をいただいたわけですが、今後の育成の方法等です。現在、事業の必要性ということになるかと思えますけれども、美瑛町の現状の中で人口をみますと、65歳以上の人口、高齢者率は33.5%。そのうち75歳以上の方というのが55.7%という状況になっています。世帯別にみますと、高齢者の世帯数というのは54.3%、そのうち高齢の夫婦世帯は28.6%、単身については22.8%というような状況になっています。また、国におきましては65歳以上の10人に1人、85歳以上の4人に1人が認知症を発症していると言われていた中で、美瑛町では平成23年度に実施しました介護保険の認知度自立調査によります対象者は151人ほどいますが、このうちの5人に4人に既にもう認知症が見られてるという状況がありました。これにつきましては、今後ますます増加する傾向にあると判断して、適切な財産管理などが行えない判断力の低下した高齢者の権利擁護が課題となっていることから、これまでも、人づくり事業によりまして、3名の方を育成を行っていますが、6月の杉山議員からのご質問に町



長がお答えしたとおり、専門職や親族以外の方が後見支援を行う市民後見人と言われる方々のさらなる育成推進、或いは、支援の推進のための仕組みづくりといったことが必要と思われ、今回検討会を設置したいと考えているところです。これらの育成に当たりましては、北海道が今後3年間で今の市民後人の10倍に当たります1,200人の登録を目指していますので、美瑛町としても、この北海道の事業を活用しながら市民後見人を育成していきたいと考えているところです。以上です。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「はい、7番」の声）

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 第2款総務費、第1項総務管理費、第8目地域振興費、補正額693万3千円につきまして2点伺います。本件事業は、昨日の一般質問でもすでに質疑されました。商店街コミュニティ施設整備事業と伺っていますが、丘のまちびえい活性化協会を、一般財団法人とされた事由、原因などについて、また、一般財団法人の出資金を、300万円とされた原因、理由などについて伺いたいと存じます。

（「はい、商工観光課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、後路商工観光課長。

○商工観光課長（後路宜伸君） おはようございます。活性化協会ですが、農林業・商工業・観光業など各産業が連携し、これまでのまちづくりの取り組み、或いは、日本で最も美しい村の活動などで培いました美瑛町の地域ブランド、そして地域資源を活用して、地域経済の活性化を図るため策定しました活性化プランの実現に向けた達成プランの策定、そして各種事業の推進を考えているところです。ご質問の一般財団法人にした理由は何かということです。産業連携による町の活性化を目的としています。ということで、利益を目的としているということではありません。町から抛出された財産の運用、或いは、構成機関からの運営費の負担金などを運営資金として想定しています。株式会社のような利益の配分も予定していません。また、社団法人のように議決権や剰余金の配当を受ける社員、或いは会員とか構成員により構成される、そういった団体でもない。或いは、NPO法人、特定非営利活動法人、これも人の集まりによる法人化ということです。これも馴染まないと、あくまで財産の集まりが法人格を形成するこの財団法人で進めたいというふうに考えています。それから300万円の出資の考えでいます。一般財団の設立要件ですが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第153条に規定されていて、設立に際して設立者が抛出する財産及びその価格の合計額は300万円を下回ってはならないとされています。基本財産の出資ということで、町の方から最低限の価格の300万円を今回出資するということが提案させてもらっています。以上です。

（「はい、7番」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 大変詳しくご説明をいただいたのですが、2点再度伺います。1点は、今もご説明の中にありました300万円ですが、一般社団及び財団法人の法律によれば、2期連続して300万円の資産が減少したという場合は、解散する必要があるということになっていると思いますが、本件、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会は、今後、その出資300万円は減らないということなのか伺いたいと思います。もう1点ですが、今後、この出資金以外の新たな固定した財産、そういうものを取得するというようなことはないのでしょうか、あるのでしょうか、伺いたいと存じます。

（「はい、商工観光課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、後路課長。

○商工観光課長（後路宜伸君） お話の出資金の300万円、2期連続した場合には解散しないとならないということです。基本的に基本財産という形で、この300万円については取り崩しをするという考え方は今のところ持っていませんで、それぞれ各関係機関から、或いは、負担金のような形で事業を推進する上では、拠出をしていただくというようなことも考えているところですし、また、事業によっては国の事業等の受け皿という側面もありますので、そういった展開もしたいと思っています。それから、新たな財産を取得するということですが、これは協会の中でそれぞれまた協議をした中で、さらに、例えば出資金の上積みが必要ではないかとか、こういう事業でこれぐらいのものが必要だというような話が出た段階で、また金額等の拠出等もあるのかと思っていますが、現行ではそういう考えの中で進めているというところです。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。22頁までです。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の21頁から24頁まで、第4款衛生費から第6款農林水産業費までについての質疑を許します。

（「はい、7番」の声）

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費（4）小麦プロジェクト拠点施設整備事業3千万円について2点伺いたいと存じます。本件事業、昨日も一般質問で質疑がなされました。また、議員協議会におきましても説明をいただいたわけです。今後、指定管理者による事業運営が行われる場合、年間の営業予定はどのようになるのでしょうか。例えば、通年営業なののでしょうか。一部休業期間などがあるのでしょうか。どのような事業内容となるのでしょうか。事業ごとの具体的な運営などについて伺いたいと存じます。も

う1点は、現在、北瑛小学校の校舎には天文台があります。この天文台の運用、利活用は今後どのようなようになるのでしょうか伺います。

(「はい、政策調整室長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、中山政策調整室長。

○政策調整室長(中山勝利君) おはようございます。ただいまのご質問ですが、まず1点目の1年間のどういった営業体系の中でやるのかということですが、今のところ、夏場5月から11月をレストラン、そしてホテル、宿泊施設の営業を進めたいと考えています。冬期間につきましては、ここに入ってこられる長期の研修者の方々の座学の間、或いは地域の方々、町民の方々、或いは町内で観光業を営んでいる方々の研修、そういったものに活用していきたいと考えています。事業ごとの具体的なことですが、今申し上げましたように、料理の長期研修者、シェフの養成ということになろうかと思いますが、そういった方々が先生等々でレストランのお客さんに料理を提供する。そして、宿泊施設を運営していくことになるかと思いますが、いずれにしても、こういう方々につきましては、接遇から料理、経営そういったことも座学の間で学んでいくことになろうかと思いますが、天文台の利活用はどうかということ。地域の方々も是非この天文台を残していただきたいということですし、できれば、表から天文台に直接入る、そういったことで進めていただきたいというご意見もありましたので、表から直接天文台に入れるように、また中からも入れるように、そういったことで今進めていきたいと考えています。

(「はい、7番」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 7番議員です。大変詳しいご説明ありがとうございました。さらに再度2点伺いたいと思いますが、本町では従来から冬期間の観光振興ということにつきましては、唯一拓真館などが営業されていて、冬期間も観光振興に役立っていたのですが、冬期間の開設も段々無理になったということがありまして、本件、今聞きましたら、5月から11月、ということは12月から4月まではお休みに、レストランやホテルになってしまうお話ですが、何とか、新たな事業展開ですので、冬期間の観光振興のためにも本町がやるわけですから、支援を行って運営ができるようなそういう対応も検討していただく必要があるのではないか、再度伺いたいと存じます。もう1点は天文台、今のご答弁では、幸い外の方からも使える、中からも入れるということ。最近特にスカイツリーなど、どうも、わりと高いところに上るのは非常に喜ばれるような心理があるようですから、今後、天文台が展望台などとしても利活用できるような、是非とも長期的な活用がなされるよう検討すべきでないかと存じます。再度伺います。

(「はい、政策調整室長」の声)

○議長（齊藤 正議員） はい、中山課長。

○政策調整室長（中山勝利君） まず冬期間の観光の振興ということで、私も先ほど若干答弁漏れがありました。基本的には、冬期間も土日におきましては、経営等について行いたいと今のところ考えています。冬期間も、座学の間として先生もいますし研修生もいます。ですから状況を見ながら、レストラン、宿泊施設等々について経営をしていくということになるかと思っています。天文台の利活用ということで、今もサークル活動で活用されているわけです。今後も、機構改革等で生涯学習課と商工観光課とがまちづくり推進室、仮称ですが、その中で色々町民の方々に、こういったすばらしい星空を見れるという、これも確か美瑛町は全国で星空が美しく見えるということで推奨されている地域でもありますので、そういった活動も推進していきたいと考えています。

○議長（齊藤 正議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、9番穂積議員。

○9番（穂積 力議員） はい、9番。昨日の一般質問でも述べたのですが、多少重複することもあるかと思いますが。昨日も議員協議会で説明を聞いて、まだ納得できないのだけど、1番大事なところは、事業が計画どおり進まなかった場合、どのような対策を考えているのかということに対して、レストラン、それから宿泊、先ほどホテルなんて言っていましたけど、間違えだと思いのですが、ホテルと宿泊施設では、●●さんと番頭さんの違いぐらい違うのではないかなと思うのですが。その、うまくいかなくなったときは、どのような対処を計画してるのか。それから、地元との利用、勿論やっていくということで計画は聞いていますが、今までそういう施設で、ちょっと置杵牛とは少しは違うのかもかもしれませんが、例えば、今まで町が取り組んできた中では、信用できないところも多々ある。例えば、置杵牛の場合だったら、交流施設、そういったことで4年経っても地域の人と一緒に料理を作ったというのは1回しかないという報告も聞かされているわけです。今度、新しくやる施設は、地元の人に安心して利用できるという触れ込みではありますが、本当に経営がうまくいかなくなったときでも、変わらず、利用するなり、そういったことが果たしてできるのかなという、そういった面も懸念されるわけですが、そういったことも当然考えていると思います。もう一つは、採算がとれないから話が違ふということで撤退をするようなことになった場合、そういった場合はどのような対処を考えているかお聞きしたいと思います。

（「はい、政策調整室長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、中山室長。

○政策調整室長（中山勝利君） 先ほど、私ホテルという表現をしたかと思いますが、ご訂正をさせていただきます。宿泊施設、宿泊棟ですので、ホテルということではございません。

事業が計画どおり進まなかったらどうするんだということですが、この運営に当たりましては運営協議会、地元、そして町、農業関係、商業関係、観光関係の諸団体の方々を今予定して、この運営の基本協議会を作ってもらって進めていこうと思っています。このような中で、私も今のところ、うまく進まなかったということは想定していませんが、万が一でそういったことがありましたら、そういった運営協議会等々で十分な協議を進め、またこの開設に当たりましても十分な協議をしながら進めてまいりたいと思っています。地元の利用、或いは町民の方々、或いは観光業を営んでいる方々がここで研修をするということにつきましても、基本的には先生もいますし、年に1回しかやらなかったとか、そういうことは我々想定していません。定期的にやるということで今、協議を整えていますので、決してそういうようなことにはならないと思っています。あと、撤退等につきましても、先ほど申し上げましたとおり、そういうことについて想定はしていませんが、そういったことになれば、ならないようにということで、本事業を展開していくということでお答えをさせていただきたいと思っています。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 中山室長の方から答弁がありました。なかなか室長としては言いづらい部分もあると思いますので、責任者としての町長の方から、どんな考えをしてるかということをお述べさせていただきたいと思います。北瑛小学校の活用、これまでも美瑛町7つの学校が閉校になって、その活用を我々も大変苦労してきました。努力をしてきました。そして、やはり閉校になると地域の方が大変寂しい思いをしますし、地域の疲弊感というのは強いわけですから、そういった部分からも、できる限り地域の活性化に資するような施設を運営できればということで、基本的には、そうは言いながらも、町の財政を多額に注ぎ込むという単費の事業でやるということになってきますとなかなか厳しいので補助事業という、言ってみれば国のお金も十分に活用しながら、町としてできるだけ負担額の少ない手法で取り組んできたというのが実情です。そういう面からしますと、補助金をいただく上でそういう補助事業等の決まりもありますので、我々だけで一存で決めかねる部分、補助事業との関連性を持たずというような部分がありますので、そういったことにも取り組んできたということでご理解をいただきたいと思います。今回の北瑛の事業で、昨日も説明をさせていただきましたが、基本的には、やはり町の財産ですから、その町の財産をまちづくりに資する、利するそういうやはり事業でありたいと、ただ企業の方が来て利益を出すか出さないかという施設の利用について、町が施設整備をしながら、企業に運営をお願いするというようなものではやはり課題は多いということで、美瑛町のまちづくりに利するということをややはり基本にありました。そういう面からしますと、今回の計画につきましては、美瑛町の農産物の有効な利用、また情報発信、更には観光における非常に重要な位置にあるので、その観光地点のこれまでの地域づくりを更にまたレベルアップ

プしていただけるような、そういう方向性もあると思っております。それからやはり、今大変まちづくりの中で若い人たちを我々がどう町の中に入れいくかということに大変苦慮しています。その1つの主要な取り組みとして、農業の後継者の方々を美瑛町の中にどんどんこう条件がそろった方々には入れていきたいという政策があるわけですが、一方で美瑛町に働く場をどうつくろうかということも大きな課題です。今回、料理の実学をもってシェフを養成する部分からしますと、非常にこう若い人たちに道を拓く、地域としてもそういう有効な取り組みではないかと考えてきたところですが、特に料理学校という専門学校があるわけですが、私も調べましたが、1年勉強するのに200万円、卒業するまでに数百万という金額がかかるような、そういう専門学校性が強いものですが、今回は、事業計画にもあるとおり、実際に働いて、夏レストランでシェフに従って働いたりしながら、現場でアルバイトって言いますか、働きながら自分の生活費を稼ぎながら、また研修費もそこで払っていくというようなことで、非常に若い人の今の経済的な環境からすれば、若い人たちが非常に厳しい状況にあることから、この計画の有効性を私としては見ているところです。そんなところで補助事業の採択も含めて、これまで事業を進めてきました。補助事業にすることによって、例えば、今回は3億8千万円ほどの事業費を見ていますが、約16%か17%が町の持ち出しで、あとは国費を使えるということですから、約6千万円から7千万円の間で町が持てば、この施設もできるということまで私どもとしては事業を絞り込んできたという思いがあります。そんな中でこの事業を実施する上で、色んなこれからの課題があるのではないかと穂積議員さんの方から色々ご指摘をいただきました。当然新しいことをやるわけですから、リスクもありますし、色んな課題も生まれてくると思います。しかし、大きく時代が変化をしていますし、美瑛町のまちづくりも大きく変わっています。そういった状況の中で、リスクがあるから将来のことに何かこう危険性があるから、そういう事業をやるのはいかがかということは、やはり美瑛町のまちづくりとしてプラスではないと思っております。我々としましては、色々こう将来のことに色々考えを至らせながら、しかし、今、我々がやろうとすることが本当に地域のためであるのか。そしてやろうとしている人たちが本当に地域と一緒にやろうとしてくれているのか。また、予算的にはどうなんだ、運営計画はどうなんだと、そういう部分を今、我々が検討できる最善の検討をして、未来に向かっていくことが必要だと思っております。しかし、議員ご指摘のとおり置杵牛の学校を活用したときに、あれも当初7千万円ほどの事業で、国の補助金がつきましたので約1千数百万円ぐらいの事業で行っていますが、あれについても民間の方々に入っていただき、民間の方々が震災の影響があったと、東日本大震災で売り上げが非常にこう、贈答品の売上げが厳しくなったということでの理由があったということですが、撤退ということでした。しかし我々としては、その作った施設が地域のための施設として、また、まちづくりの施設として有効に活用できるようにということで、次の対策を打って、そして今活用させていただいているところです。

そういう形でこれからもこの施設が、何か議員が心配されるようなことがあったとき、我々も一丸となってこの施設が継続運用できるように、もし撤退となれば、新たにまた次の方々に活用していただけるようなそういうことも検討しながら、施設を運営していく、まちづくりを進めていくということが肝要だと思っています。この施設については、今後アメリカの料理学校、こういった個人的な料理学校から非常に大きくなった料理学校がありますが、その学校とも今連携協定を結んで情報交換をしながら取り組もうと。そしてまた我々も色んな面で学びをさせていただこうとも思っていますので、将来に向けて美瑛町のまちづくりに広がりのあるそういう取り組みをしたいと、今そのことを強く思いながら提案をさせていただいているところです。以上、これは町長それだけでどうだというこの見解の部分の違いはあるかと思いますが、私どもとしては、今できる範囲、できる中で最善のことを取り組んできたということで提案をさせていただいていることをご理解いただければとお願いを申し上げるところです。以上です。

○議長（齊藤 正議員） はい、11時まで休憩いたします。

休憩宣告（午前10時46分）

再開宣告（午前11時00分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（「はい」の声）

はい9番穂積議員。

○9番（穂積 力議員） はい9番。それでは、引き続き質問します。町長からたくさんの答弁いただきました。何でも新しいことをやろうとする時は、リスクはあるのは、それを怖がっては何もできないってことは確かです。分からない訳ではありませんが、私が、危惧してる場所は、似たような施設が、去年失敗してまた出直したという問題がなければ、両手を挙げて頑張れと言ったかもしれませんが、要するに、今の計画そのものは喜ばしいことだということを私は何回も言ってるように、確かにそうなんです。万が一の時のことをやはり考えてほしいっていうことを昨日から強調してるわけです。それはどういうことかっていうと、今一生懸命、町長が答弁したことはわかります。ただ、その中で1番欠けてるのは、どんなに素晴らしい経営者であっても、計画通りいかないときに、水面下でもいいから、後利用を、本当にできるような方策を持ちながら、そして、進めるのが、町長も含め私も、いつまでもここにいるわけじゃないですから。そのお荷物を背負わされたぐらいのこと言われないような、やはり慎重な行動が必要でないかというのが私の考え。そのためにはどうすればいいかっていうことを、もっと練って、そして一つずつでも解決しながら、よし行こうかと。最悪の場合でも、何とかやるということ、少しでも、これで行くかというぐらい1年ぐらいかけてもいいんじゃないか。どうしてこの今すぐすぐって、それが、いつも都合のいい時は、議会と町長は両輪だなんて言ってるけど、本当に両輪になるのか。何ごとをやるにもリスクはあるけど、そのリスクが万が

一の場合は考えていません。真剣にやるから、美瑛町がついているから大丈夫だと。それで安心できるかって私は言ってるんです。したらどうすれば良いのよって言ったら、繰り返しになるけど、そこを今の計画がもし行き詰まっても、誰でも引き受けてやれるような、若しくは、潰しがきくようなやり方、レストランを造るにしても。町長笑ってるけどさ、町長だけの責任ではないのです。その事業がうまくいかなかった時のことを私は言ってます。それで、本当にレストランが40席も必要なのかっていうことも踏まえた中の、小さいことは言いませんけど、どういう状況になっても、潰しがきくようなことをもう少し話し合いをしてもよかったんでないかなって思います。そういうことを考えたときに、実際に3年間はどんな計画が変わろうと辛抱するよとか、そう言ったような何も担保のないような状況の中で、今、農家の新規就農でさえ、ある程度の蓄えを持って、そしてやる気がないと駄目だし、それでもやる気がなかったら芽は出ないぞということで、それなりの資金もないと動けない。たまたま今回はそういうことには、心配ないって報告は聞いてますが、いずれにしても、置杵牛の二の舞にならないよということ、私は言ってるわけです。最初の1億円近いお金が掛かって、さらに、撤退した後また1億円かけて直さなければならないというよう計画、その後また順調に行かないよ、そういうことを実際に解決してないまま、また、新たになってということに対して私は、そこら辺どうなんだっていうことをしつこく聞いてるわけです。担保という言い方をしたら正しいのかどうかわからないんですけど、実際に開店休業の状態でも、辛抱できるよ、そういう覚書とかそういうことで進めると思うんですけど。そこら辺の心配をどう受けとめればいいのか聞かせてほしいです。

(「はい、政策調整室長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、中山室長。

○政策調整室長(中山勝利君) 今回の提案ですが、実は農水省の方と協議をしている中で、当初7月下旬の協議では、昨年の3.11の震災で大きな予算がまだ残ってるということで、繰越明許の予算を使ったらどうだというようなことも実は当初提案を農林省の方からされたわけなんです。ところが、美瑛町が地震のない地域であって、今まで震度5以上の地震もないということで、補助メニューがなかなか認められないなという協議もありました。それで今回の補助事業に変わってきたということで、そうであれば、スピード感を少し持って進めなければならないことも農水省と色々な協議の中で、今回提案をさせていただいたことをご理解をいただきたいと思います。いずれにいたしましても、3年後4年後、この事業が、うまく進捗するよということ、提案をさせていただいていますが、今までも、この北瑛小学校につきましては、色々な企業の方々から利活用について提案がされています。最近も、東京の大きくスイーツをやっている会社から使わせていただきたいと、施設整備をして自分がやりたいというようなことも提案をされています。前にもお話を申し上げましたが、アンテナショップにしては



どうだと。或いはミュージアムにしてはどうだと。色々な本当に提案をいただいてこの事業ということで進めさせていただいてるわけですが、いざとなれば、撤退というようなことが万が一起きた場合も、そういった活用をしたいという方がおられるということも一つあると思っています。また、この担保ということですが、実は、先生方、講師の方々、こういったものはすべて運営協議会の中に入るラパンフーズというところから派遣されるわけです。そういったことも含めると、本当に一日一日を、真剣な取り組みを行っていくということに違いないわけですので、今、このような提案をさせていただいたことをご理解を賜りたいと思っています。

○議長（齊藤 正議員） はい。ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、12番濱田議員。

○12番（濱田洋一議員） はい、何点かちょっとお聞きしたいと思いますが、先ほど町長の答弁で美瑛町に、非常に大きなメリットを雇用も含めて生まれるというようなお話もありました。そこで、今回の部分で、レストラン或いはパン屋さん、或いはそういった類の職、これを提供することもありますので、美瑛町はもとより地元にも同じようなお仕事をされているような同業者がいますが、影響が全くないということにはならないと思います。特に3.11、昨年は大変な状況で観光業界が苦しんだと、今年になってからようやくお客さんも増えだしたと。しかし、今、中国或いは韓国、台湾の問題でぞくぞくキャンセルが続いているという状況もある訳です。そこで事業計画を見てますが、夏場、秋、大変な集客を見込んでますが、この影響が、今、既存の同業者にどういった影響があるのかというあたりを、どのように算定されているかお伺いしたいと思います。

（「はい、政策調整室長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、中山室長。

○政策調整室長（中山勝利君） はい、ただいまの同業者、ペンションを経営されてる方、或いはレストランを経営されてる方、或いは食堂を経営されてる方は町内に多くいます。先ほども申し上げましたように、観光業を営んでいる方々の例えばペンション等につきましては、料理をお客さんに提供するとそういった方々もこの学校で短期間の研修も受けれます。日帰り研修も受けれます。こういったことでそれぞれのペンション等がお客さんにそういった面でサービスの提供向上させることができると考えています。いずれにいたしましても、色々和私ども、観光客の方々に対してアンケート調査をしているわけですが、その結果をやはり1つはお土産を買うところがないだとか、或いは食事をするとところが少ないだとかそういったお答えを多く頂戴しています。こういったレストラン等を展開する中で、今までの既存のそういった施設と相乗効果をもたらしていきたいというのが私たちの考えです。観光客の入り込み、今回色々な国際的な課題もありまして、ある一軒の白金温泉のホテルに聞いてみました。そうしますと、

中国からの観光客の方でしたが、キャンセルすることなく間違いなく、何時何時行くよと、こういうのが再度電話で頂戴したということで、まだ、美瑛、この周辺の観光のツアーに影響をもたらしてないのかなと。一部キャンセル等もあるように聞いていますが、大きなダメージはないのかなということも聞いています。いずれにいたしましても、このレストラン、研修施設が美瑛町のそういった方々と共同で色々できる、そういうことに持っていきたいと考えているところです。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、濱田議員。

○12番(濱田洋一議員) はい、課長の答弁でその地元の既存のレストランのシェフもそこへ行って、研修をしながら高めていくんだということですが、具体的にどんなやり方といいますか、その中のつくりと言いますか、同業者との関係も既に集めてこういうものができると、説明会は地元でやってますが、同業者に対してはケアと言うか、そういうものはやってらっしゃるのでしょうか。

(「はい、政策調整室長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、中山室長。

○政策調整室長(中山勝利君) 同業者につきましては、まだやっていません。今後の展開ということになるかと思えます。ただ、先ほど、金・土・日・冬期間については、レストラン等についてはオープンをしたいということですが、他の冬期間のレストランの経営を運用してない時には、そういった方々にも、研修するそういったスケジュールをしっかりと組んでいます。現段階でも。ですから、今この計画案に沿って、皆さまにご案内をし、或いは観光協会等でも色々こういった事業の展開を皆さまにお知らせしていくというようなことをこれから考えていくと、展開していくということです。

○議長(齊藤 正議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、11番角和議員。

○11番(角和浩幸議員) 11番角和でございます。ただ今のやり取りと一部重複するところがあるやもしれません。その点をご容赦ください。私も同業者への影響をまず懸念する立場がちょっとありまして、北瑛地区での同意を得られていることは私も承知しています。ただ、北瑛地区にはパン屋さんとか、ペンションとか、やや影響があるかなと思われる業種の方々も極めて少なく、実は多いのは隣接しています大村・美田地区の方がパン製造業者さん或いはパンを主体にしているお店、或いはレストラン、ペンションが非常に多いです。今回の地元の説明会、北瑛地区は行われましたが、大村・美田ではないので、同業者の方々がどのようなご意見をお持ちなのか、その声を反映する場というのが今のところないので、もし機会がありまし

たら、是非、同業者の方々の心配を払拭するような取り組みをしていただきたいと思います。私個人的に何人か伺いますと、やはり恐らく影響はあるよなど。これからのことですから、どうなるかわからないけれども影響は全くないってということはないよなどというような、現時点ではそういう感想ですので、もし、少しでも不安をお持ちの方が今後もあるようでしたら、払拭するお取組みをぜひお願いしたいと思います。それが前段でして、そのことも含めまして、旧北瑛小ですので、大変地元の方々は愛着を持っている施設です。今のような同業者の影響も踏まえ、是非とも、町が主導的な立場に立って運営をしてもらいたいという声は、これはもう地元からも出ています。今後の、実際レストラン、或いは宿泊施設、或いはシェフ研修施設の事業主体となる方々の思い通りにやっていくというよりは、大きな方向性については、やはり町がしっかりと主導権を握って運営をしていってほしいという声を強く聞いてるところです。その辺り、この運営方法、方針についてお考えをお伺いします。

(「はい、政策調整室長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、中山室長。

○政策調整室長(中山勝利君) 只今の近隣の北瑛・美田地域の説明ということで、また同業者の方も当然いまして、そういった方々に対して、近々、説明にあがりたいと考えています。また、そういった中で、ご意見を頂戴して運営等にまた反映させていきたいというふうに考えています。北瑛地域の町が主導ということです。先ほど申しましたように運営協議会には、行政区の方、そして町も入って運営協議会を設立する訳です。そのような中ですので、是非、皆が同じ立場でそして運営していくと、色々な意見をこの中で議論をしていくと、このようなあり方がいいのかと思ってます。その中で町ができる部分については、積極的な支援をしてまいりたいということでご理解を頂戴したいと思っております。

○議長(齊藤 正議員) はい、ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、13番沼田議員。

○13番(沼田成功議員) 13番沼田です。私からも関連と言いますか、この件について若干お聞きたいと思っております。今回一般質問も含めて、それぞれ多くの方から、質問を出されました。町もそれなりに答えたということですが、私も、過去の経緯も含めて、心配する1人として質問をしたいと思っております。空き校舎或いは休校校舎を利用するのは、大いに結構であります。私も大賛成です。しかし、その利用方法についてはいささか疑問を持っています。色々、昨日今日のお話を聞いていましたら、やっぱり宿泊部門或いはレストラン部門、こういうものについては、町がやっていいものだろうかという気もあります。とりわけ今回、旧校舎だけの利用ではなく、宿泊部門、特にレストラン部門も新たに新築するということです。高い事業費でやっていくということですから、地域としては、もろ手を上げて喜ぶと思っておりますが、

町民全体としてはどうなのだろうか。本当にこのことは公共性があるのだろうか、広域性があるのだろうかという疑問を持っています。そういう面では、その公益性、公共性についてひとつお聞きしたいと思っています。それと、この部分についてはやっぱり皆さんが心配しているようにどうしても、個人の利益に供用しているようにしか思えないという部分はあるのではないかなと思います。そういう意味では、企業誘致ということでは大賛成ですし、そのことは町がやるのでなくて、何故、ここに来る人、昨日お話を聞きしましても、大きな夢を持っている人が来ると聞いていますが、運営すると聞いてますが、そういう人たちに対して、それなりの覚悟でやるんだと思いますが、企業の産業ですから、企業の支援策、誘致策として美瑛町にもそれぞれの支援方法がある訳ですから、その中で、どうして支援策として取り上げることができなかったのか。町が何故、直接やらなきゃいけなかったのか。それをもう一辺聞きたいと思っています。それともう1点、昨日から穂積議員もおっしゃっていましたが、何故ここまで急ぐ必要があったのか。もうちょっと真剣に、もっと整備計画について●●をやったって、検討すべきでなかったのか。後で禍根を残すようなことはないんだろうかという疑問もあります。それと事業費についても、4億からの大きな金かけるわけですから、置杵牛の加工場についても、8千万円から1億円ということがありましたけれども、8千万円が1億円になったという経過もあります。今回も、ややもすれば3億8千万円。実施設計も含めたら4億を超えるということですから、大きな金額。さらには、またこれに輪をかけて、また事業費が膨らむのではないかという懸念もあります。そこらあたりも含めて、急ぐ必要があったのか含めて、できれば町長にお聞かせ願いたいと思います。

(「はい、政策調整室長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、中山室長。

○政策調整室長(中山勝利君) 公共性のことをご質問されてます。実はラヴニールも、実は町が建築をして、委託で宿泊施設を持っています。やはり宿泊施設ということで、或いはレストランということですが、やはり、今の観光客等々の入り込みそういったこと、先ほどアンケート調査の結果の話もさせていただきましたが、やはりそういった施設がまだまだ足りないということでご意見を頂戴しています。そういった観点も一つあります。個人の利益に思えるというようなことですが、今までも昨日の一般質問でも町長の方からお答えをさせていただいてますが、ホームページとか、或いは広報紙とか或いは文部科学省の機関誌ですとかそういったところ色々と公募をさせていただいて企業の提案を頂戴していると、そういった中から、こういった事業を展開したいというようなことをございます。もう一つは何故急ぐのかということも、先ほど震災関係の当初予算でどうだというようなことで農水省との協議状況もお話をさせていただきました。できれば、違う都市と農村の交流或いは力強い農業の農業づくりという事業があるので、そういった部門で少しスピード感を持って農水省の方も進めたらどうだと

いうご意見も協議の中で提案をしていただきました。そういったことで、今回の提案ということになったことにつきまして、ご理解をいただきたいに思っています。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 沼田議員さんの方から、町長、お前答弁せということですから、私の方からも補足させていただきます。4点ほど主に質問をいただいたと思います。

まず公共性の関係ですが、これが例えば福祉施設とか、教育施設とかそういった公共性とはまた違う部分ではあると思いますが、町の財産である閉校した学校を活用して、人材の育成、地域の活性化、そして農産物の発展、こういった部分に取り組むということでは、美瑛町にとっての公共性は私は十分あると思っています。そういう面では公共性という部分について、企業と連携しながらできる公共性を今回この部分で取り組んでいくという思いを持っているところです。それから例えば、置杵牛の例を挙げてですが、事業をやる上で、例えば震災のようなことが起こるかどうかっていうようなことはなかなか将来のことをどこまで予測するかということは難しいことであります。先ほどから置杵牛は置杵牛はという声をいただいておりますが、置杵牛に入った企業の方も一生懸命やっていたいただきましたし、それはなかなか、初めからすべてのことができるわけではありません。色んな状況があります。そしてやっているうちにあのような震災が起きた中で、企業の存続の部分について何とか町長、指定管理については解除してほしいと。我々もそういう中で農協さんとあの企業が連携していた、その農協さんの方にそういう話がある中で、引き続き経営をしていただくということですから、リスク管理の部分としては私はできていたと考えていますし、何かこう失敗例のように言われると、そのようにしか考えていただけないかなと。一生懸命加工して、札幌の方で豆のパンを売ったりしてそこに地元の産品を送り込んでいる、そういうことをやっている、また、おみやげを作っている。今準備をしている。それをなんか失敗例に言われるとちょっと寂しい気がするわけです。色んな条件がありますので、何か大きなことが起こった時に、何があるかという予測すべてが100%予測できるわけではありませんが、我々としては今の段階で成功に進んでいく条件を整理しながらここまで提案してきたとご理解をいただきたいと思っております。それでは、レストランと宿泊の部分についてはどうなのだというのですが、基本的に先ほどの公共性の話と結び付くところでありまして、学校の活用、そしてシェフの養成という部分については、これは美瑛町ばかりでなくて、これからの北海道の観光に非常に重要な役割を果たすものだと思います。こういう面から、この計画を我々としては何とか成功したい。しかし、彼らも、やはり町からお金をもらってその目的を達成するってということについて良しとしないわけです。やはり資金を捻出して、そしてそういった公共性の部分についても、彼らは一緒になって運営していきたくということですから、そのことに対して、レストラン、宿泊棟を作って、そこから自分たちで運営でき

る、そういう体制をつくりたいということで提案があったわけです。副議長が言われるように、民間の方で自分で建てて事業してる方もおられるわけですから、そのレストラン、宿泊だけを私が作ったということになれば、沼田議員さんの言われることに当たるかと思いますが、あくまでもそういう閉校した学校の中で公共性のあることを取り組んでいくのだと。その中の手段としてレストラン、宿泊棟も作りながら経済性を発揮していくのだということですから、それについては是非ご理解をいただきたいと思っています。我々もまた、先ほども申しあげましたとおり、農水省の事業に説得し、また農水省の評価をいただきまして、例えば4億円かかれば2億円まず補助金をいただく。そしてまた起債の中で有利な起債を持つことによって、基本的には4億円出しても6千万円から7千万円の町の負担で済むという事業ですから、そういった部分も考慮して議員さんから言われる部分、町民の方々の思いそういったものも考慮して、事業の実施の部分について、ここまでたどり着いてきたということでご理解をいただきたいと思っています。それから計画が、検討する期間はどうかということですが、この部分につきましても、昨年1年この部分については相手の方々と色んな話をし、議論を重ねてきました。そして、今年の当初の執行方針でも、予算でもこの部分について基本計画をつくり、事業実施に向かいたいということで説明をさせていただきました。その経過を踏まえて基本計画が終わり、その実施に向けて準備をした段階で、我々が求める条件が揃ったということで地元の了解も得、条件が揃ったということで提案をさせていただくわけです。その部分については、是非色んな論議をここまでしながら取り組んできたということをご理解をいただきたいと思っています。これ当初の執行方針がないのに、いきなり補正予算を出したということになればこれは課題がありますが、執行方針の中でもこういう事業を進めますということでお話をさせていただいた経緯を是非ご理解をいただきたいと思っています。それから、投資の関係については、先ほどそういった町民の方々に理解できる事業にしたいということで、そういった事業の内容、また外部からの資金の導入等を検討してきたということです。それから、運営事業計画等にもありますが、我々が建物例えば3億8千万円見てますが、この事業を彼らには3億8千万円これを上限として進めますよということで、私の方からも強く言わせていただいていますので、設計変更等のないような方向で進めさせていただきたいと今考えているところですが、そういった部分、事業者の方も、ただ美瑛町の建物ができたからといってできるものではありません。彼らの計画の中では、料理する原価について2,600万円彼らが投資する。人件費についても2,300万円投資する。諸経費についても2千万円投資する。学校運営についても1,400万円投資すると。彼らもやはり多大な金額のリスクを持ってこの事業を取り組みたいということですから、どうぞ、やろうとする方々の思い、そしてまたこの事業に対する意気込み等も理解をしていただきながらご理解をいただければと考えています。答弁足りないところがあれば、またお話をさせていただきたいと思いますが、町長の考えとして今そんなことを考えていると

ころで、思っているところです。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、沼田議員。

○13番(沼田成功議員) 再質させていただきます。色々、町長或いは中山室長の方から答弁ありました。事業者が、私やっぱり事業をするのは当然、人件費、材料費そういうものについては、当然初めから見るべきであって、それはあくまでも運転資金の一部分だろうと思っています。事業者が1番困るのがやっぱり設備投資なのです。設備投資でみんな、それだけの採算ペイするかどうかで心配して、なかなか企業家の皆さん方もなかなか、起業できないというのが実態であろうと思います。そういう意味では、この人たちはうまくやるんだなど、うまいものを利用したと思っています。とりわけ、町長も今回の方針の中で述べたという話もありますが、当初町長が言いましたのは、この方法でなくて別な方面で進んでいたのではないかと考えています。特に今回、過疎自立、言ってみれば過疎法、計画についても変更が出ていましたが、この小麦プロジェクトにつきましては、当初、25年の調査・計画、26年の実施という方向で進んでいたと思います。この過疎法を樹立してまだ何年も経ってないです。22年ですから。22年からまだ1年か2年です。そんな中でも、早やそれが崩れてきた。そういう意味では、25年に調査すれば、まだじっくりと検討する時間があったのではないかと。議会においても、詳細にでてきたのが今回が初めてです。概要的なものについてはありましたよ。いきなりこんなのが出てきたのです。ただ飲めといってもそんな簡単なものではないだろうと。やっぱり議会としても色々な課題、或いは検討材料もあるのだろうと思います。そして今、これはいきなり乱暴な手段でないかなと私は思っています。そういう意味では、是非25年調査、或いは26年実施の方針が何故今年になったのか。先ほど町長の方から農水省の問題、災害の問題色々ありましたが、それは別にして、やっぱりこういう方向で25年で進んで行ったのだろうと思います。そういう部分についてご答弁願いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 事業の実施、過疎計画について私どももこの事業の実施において、色々検討させていただきました。色んな議論をする中、また情報交換する中で、事業実施の時期として私どもとしては、条件がそろったということですから、過疎計画の部分について前倒しをさせていただきたいということです。今年、実施計画をさせていただきまして、そして来年実施の方向で取り組まさせていただきたいということです。あくまでも我々としては、この事業の内容について皆さん方に説明できる、町民に説明できる、そういう内容を揃えることができたということで提案をさせていただきます。色んな国の条件等がありますので、今財政的な部分で国の持っている予算とかそういったものを勘案しますと、例えば遅らしたから、その時

にはどういった状況になるのかということも予測できない状況にあります。そういう面では、今回私どもが必要とする条件等を皆さん方に提案する内容になったということで、今回提案をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。それからうまく利用したというような表現をされると、我々も何か悪い人と一緒になって取り組んでいるようなそういう議論をこの議会でするというのは、私にとってはやはりあまり失礼ではないかなと実は私そう思います。それであれば、何かやればと、例えばラヴニールのホテルをやっている人もうまく利用したのか。置杵牛をやっているともうまく利用したのか。西美をやっている人も利用したのか。そんな論議になって、全てがそういうところで、話を検討しなければならない状況になってしまいます。あまりにもその部分について私も、何かこう、この議論が少しあれだなど。私にとってはつらい議論だなど。そんなことを思いながら、今話を聞いていたところです。いずれにいたしましても、議員の皆さん方に町としてのこの事業実施に向けての準備を整ったということで、提案をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、2番森平議員。

○2番（森平真也議員） はい、2番森平です。私も同じくこの事業について質問というより確認を、できれば町長にさせていただきたいと思います。私はこの施設を担おうとする方と、ご存じのとおり一緒に仕事をしてきました。間違いなく言えることは、非常に成功させるために、強い思いを持って仕事をされる方です。時には、厳しい要求もありますし、しっかりしろと、かなり檄も飛ばされました。ただ、私はこの町が、この町の事業として明確な目的を持って、その事業者の方と、思いを一つにして必ず成功させるという強い覚悟があれば、私は必ず成功できると思っております。大事なのは、この町の事業として、ここを担う事業者と温度差がなく、成功に向けて、一緒にやっていくという覚悟があるのか。その思いだけひとつ聞かせていただきたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） 浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 町長の覚悟はどうなんだということですが、沼田議員さんからもお話がありました。町長、本当にこの計画、今提案して実施するその値があるのかということですが、私の考えとしては、人材を育成する私にとっては非常に重たい事業ですし、私自身が自分でやろうと思っても、願っても、叶ってもできないことです。そういうことをこの我々の美瑛の地域で、閉校を活用しながらはやってみようじゃないかと、そういう提案をいただいたということは、私にとっては大変ありがたいことですし、町長の重要な施策として、これからも私自



身がしっかりとこの事業を支えていく、その強い思いは持っています。ただ、やる方々が企業を抱えている方ですから、その部分については、一線を画しながら契約になること。そしてその審議の部分について、色んな面で検討しなければならないこと。そのことについては、町民の思い、又議員の皆様の思いを反映すべく、議論をすることになると思います。すべてが何でもいいよということにはならないと思いながら、しかし、一緒にやろうとすることのその方向は私にとっては大変町長としても重要な案件だと捉えていますので、覚悟はそういう覚悟で向かって行きたいと考えています。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、1番沢尻議員。

○1番（沢尻 健議員） 1番沢尻です。北瑛小学校跡地でない質問ですみませんがよろしくお願ひします。6款農林水産業費、3項、1目、23ページの45万円、備品購入費のこれは、熊の捕獲わなだと思いますが、美瑛町に捕獲わなは今が初めてなのか。それとも何基か所有しているのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

（「はい、農林課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、農林課長。

○農林課長（大西能正君） はい、現在、熊のわなを1個所有しています。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、沢尻議員。

○1番（沢尻 健議員） 所有していて、その成果というのは見られるかどうかお聞きしたいのですが。

（「はい、農林課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、大西農林課長。

○農林課長（大西能正君） 今年度、現在のところ7頭の熊を捕獲していますが、そのうちの2頭をわなで捕獲しています。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、沢尻議員。

○1番（沢尻 健議員） 町内の熊の出没は、最近特に目立ってきています。今までの捕獲わなと、今1基購入ということで、2基ということで、これではちょっと十分ではないのではないかと思います。これからも、猟友会とともに、何とか熊なり鹿、その辺の鳥獣被害というのは大問題ですので、捕獲わなでそれだけの成果もあるのであれば、もう少し増やすというそういう形の中で何とか対応してもらいたいと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

（「はい、農林課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、大西課長。

○農林課長（大西能正君） はい、その辺につきましては、今回ももう少し増やせれないかという協議を猟友会の方とさせていただきます。この箱わなにつきましては、設置から例えば捕獲までの間の管理とか、そういったことによりかなりの人を割かなければいけないということで、猟友会の方としましても2基が限度であると伺っています。町といたしましても、何とか皆さんのご期待に応えたいと思いますが、現行の人員体制ではこれ以上は無理であるということでしたので、今回につきましては、1基とさせていただきます。これからまた、色々猟友会の方と検討をさせていただきたいと思いますが、今年度についてはこれでするしくお願いしたいと思います。

○議長（齊藤 正議員） はい、ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

はい、5番齊藤議員。

○5番（齊藤幸一議員） はい、5番です。熊が出たので、鹿の方も聞きたいなと思います。たまたまハンターの方とお話をする機会がありました。鹿を駆除したということで、関連は、この3百万円の補助の部分に絡んでということで質問させていただきたいと思います。まだそのハンター歴の浅い方で、取りました。さあ、その鹿をどうしましょうということになったそうです。一応ルールの的には、90ℓのごみ袋のようなものに解体して、しらかば清掃センターに持って行くということがルールになっているようです。4時間かけて、ひたすら骨とか、最後はナイフではどうしようもなく、鋸だとか色々なものを持ってきて解体したそうです。せっかく色々資格を取り、畑を荒らすものを駆除してもらって、そしてまたそういう苦勞されて。大変な思いをしてるというお話を聞きました。できれば、そういう今あの肥料の空き袋の大きなものもありますから、そういうものに入れて、トラクター等で釣り上げて、清掃センターの方に持って行くことができるようにはならないのかとか、そういう話も多分猟友会の方からもあると思いますが、少しでも、そういう駆除した鹿なりアライグマとかも今結構それぞれわなを、農家の方たちが対策をして、やってる部分があるので、焼却場に持って行ってどうするんだと思ったら、そのままトラックからぱっと落としてしまって、何のためにこんなふうに細かくして持ってきたのか、最終的には苦勞した甲斐がなかったような結果になってしまったという話も聞きましたので、その辺、駆除した鹿なりそういうものを、その捕った人が少しでも手間がかからない状況で、最終的に処分できるようなルールと言いますか、そういうものを考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

（「はい、農林課長」の声）

○議長（齊藤 正議員） 大西課長。

○農林課長（大西能正君） はい、現行では焼却処分する際には、今議員おっしゃったとおり、

ある程度細かくしなければいけないというルールになっていますので、これにつきましては、猟友会それから焼却場の方と協議をしまして、どの程度までできるのかを詰めてまいりたいと思います。またアライグマのお話もあったかと思いますが、アライグマ等の取り扱いにつきましても、現行は、高齢者事業団の方をお願いしていますが、そういうところの取り扱いについても、もう一度確認して整理をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（齊藤 正議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次に進みます。

議案集の23頁から28頁まで、第7款商工費から第8款土木費までについての質疑を許します。

（「はい、7番」の声）

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 第8款土木費、第5項住宅費、第2目住宅建設費（2）の定住促進住宅改修事業3,160万円につきまして2点伺いたいと存じます。先ほどの提案説明では、本件事業は移住者対策としての新規事業のようですが、本件事業の具体的な運営内容などについて伺いたいと存じます。またもう1点は、現在、水沢春日台の二地域居住体験住宅の事業があります。この事業運営と本件事業運営は違いがあるのでしょうか伺います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） 大谷住民生活課長。

○住民生活課長（大谷隆男君） 定住促進住宅改修事業の内容についてご説明を申し上げたいと思います。本町が持つ自然や風景などの恵まれた環境で暮らしたいと思っても、なかなか良好な場所を探すまでの間についても、すぐには良質な場所が見つからないという状況があります。本町に定住したいという方に対して、良好な場所を探すまでの間、例えば冬の期間の美瑛町での生活、或いは町内の方々とのお付き合いや買い物、そういった交流などを体験していないただきながら、今回は住宅施策の一環として、定住を促進していきたいという内容です。一定期間居住の場所を提供して居住していただくことで、住宅を確保できる機会もあるかと思えますし、自分で住宅を建てたいといった場合には、参考にしていただけるのではないかなと思います。なお、二地域居住の関係ですが、直接、関係はございません。ただ、定住しようということになった場合については、担当の方とも情報をいただきながらと思っています。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、後路課長。

○商工観光課長（後路宜伸君） 二地域居住体験住宅、セカンドホームにつきましては、私どもの所管ですので、現在、6棟セカンドホームということで利用していただいています。これは

平成22年の5月からお試し暮らしということで行っているものでして、美瑛町のカラマツを使った新しいライフスタイルを提供するということでのモデルハウスという形で使っていただきまして、それで利用によりまして、町内にセカンドホームを建てていただいたり、それから持ってもらうということを目的としています。本年度におきましても、現在21件、37名の利用があります。昨年も、19件37名の利用がありまして、住宅建設に結びついたというような事例もあります。今回提案しています定住促進の方との部分につきましても、所管が違いますが、連携しながら、情報のやりとりを進めて、是非定住化を図って行けるようなそういうものになっていけたらなと思っています。以上でございます。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 2つの課で説明をしましたので、結びつきが一体どうなんだというなかなか見えきらないと思います。実はこの施策も町長の意向が非常に強い施策でありまして、昨年の夏でしたが、美瑛町のまちづくりを国交省絡みの機関の中で発表する機会をいただきました。その時に色んなこう論議をしてく中で、私の方からも課題を提案させていただきました。今少子高齢化になってきていると。そうするとそれは確かに少子高齢化全体的に色んな地域で起こってるわけですから、そこを何か問題視するということではありませんが、今の町づくりにとって非常に大きな問題が出てきてると。それは何かというと、例えば今回も福祉住宅を建てますが、福祉住宅に入られる一方で、自分の住宅が空いてくる可能性があります。町の中が、高齢者の方々が段々こう住宅を自分の持つてる住宅をそのまま、例えば息子さんところへ行かれたとか、色んな状況が、もう私の町内会でも出てきています。そういった部分を一体どんな対策で、国交省として事例があるのだという話をして色々論議しましたが、国交省としてもその住宅の改修についての補助金制度もつくってますよというような議論で、色々情報もいただきました。今、美瑛の町も、そのことを実は大きな課題としていまして、美瑛町に住んでいただく方で住宅が建つのは非常に郊外、そういうところに建つもの多くて、町の中ではなかなかそれが新しく更新されるようなことがありませんので、そういう空いた住宅をどう活用するかというテーマを実はここに掲げています。今回、民間の方の建物をいきなり何か使うということはちょっと乱暴なところがあるものですから、消防職員の住んでいた住宅を改修して、そこに美瑛町に住んでみたいという方々に住んでもらおうと思っています。その中から、何年か美瑛町にまだ住みたいという方々に、そういう民間住宅のみんな持つてる方に我々もお話をし、そしてその住宅を借りる。若しくは買う。そういった形の町の中のそういう空き家になる可能性のある住宅を人の住む家にしていきたいと。そんな方向性を探ってこの町の中の住宅を、定住のことをテーマにしながら、道にもお話をかけたところで、道の方でも1千万円の補助金を出してやるということですから、そういう部分の試行錯誤的な部分もあるとご理解をい

ただきたいと思っています。美瑛町に住んでみたいという方が結構いますし、一方では自分の住宅があるのに美瑛町に財産を持つことは、税金の関係とか、それからもし自分が高齢になった時に家に戻られる、施設に入るといった時にそれがまたネックになってなかなか将来のことを考えると美瑛に住みきれないという意見もありましたので、こういう政策でそういった今の課題に少しでもアプローチできるのかどうか今後試してみたいということで今回提案をさせていただくものです。

(「はい、7番」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 詳しくご説明をいただいたわけですが、確かに町長のおっしゃるように、私の町内会にも残念ながら立派な家がありながら、施設に入らなければならなくなってしまった単独世帯で、確かに空き住宅がでています。大事な移住者対策として新規にこのような事業が行われることは大変本町の町政の振興上、大変有効な施策だと思うのですが、本件の工事完了は、いつごろになるのでしょうか。一つは運用開始の時期、いつごろになるのか。特に冬期間の事業運営がなされるのでしょうか、伺いたい。春日台の、二地域居住体験住宅の場合は、確か冬期間、募集していなかったように思うわけなんですけど、まずは冬期間の利用ができる施設であってほしいと思いますが、その点を確認したい。また、もう1点は、利用の料金なんですけど、春日台の居住体験住宅との関連、それと同等の利用料金になるのかその点いかがでしょうか伺います。

○議長(齊藤 正議員) 午後1時まで休憩いたします。

休憩宣告(午前11時58分)

再開宣告(午後1時00分)

○議長(齊藤 正議員) 会議を開きます。

(「はい、住民生活課長」の声)

はい、大谷住民生活課長。

○住民生活課長(大谷隆男君) 初めに工期等の内容です。場所につきましては、本町3丁目ということで、現在は空き家になってますが、元消防職員が入居していた住宅です。この住宅が2棟4戸です。構造が3DKということで4戸分あるわけですが、これを多様な家族構成に対応できるようにと、3LDK2棟2戸分に改修しまして、外に物置等もあるんですけども、これらの物置につきましても、解体した上で、建物内に設置するように確保しまして、合わせて駐車スペースなどの外構につきましても、整備をしていこうというものでございます。元々の構造が補強コンクリートブロックづくりということで大変頑丈な構造になっています。改修した後の面積ですけれども、第1棟当たり108.45平方メートルという予定でございます。工期につきましては、来月10月の中旬から来年の1月の中旬ごろまでを予定してございます。

来年4月から利用できればというところで考えているところでございます。次に利用条件でございます。細かな部分につきましては、これから協議をする必要がございますけれども、対象となる方は、町外から美瑛町に定住しようと、そういった意思のある方ということになります。形態としては、例えば、1年とか2年とか、冬も含めて、通年で居住していただき、その間、居住する住宅等を探していただいて、それが定住に結びつくようになったら、いいのではないかなということを考えているところです。家賃額ですが、町営住宅の家賃の金額や或いは他の町村でも定住の住宅を持つてるところもありますので、そういったところを参考としながら、これから検討させていただきますが、無理のない家賃額で設定できればと考えています。

(「はい、7番」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 詳しくご説明をいただきましたが、また少し伺いたいのですが、先ほども伺いましたが、現在水沢春日台に二地域居住体験住宅が6棟あります。その先ほどの冬の利用という部分は、最初、積極的に体験住宅は募集していなかったような気がするのですが、本件は、通年という話でしたのですが、その春日台の体験住宅との募集の違いのポイントというものは、どんなようなことになるのか。さっきも、答弁でおっしゃっていただいた移住されるという意思表示があれば、ここの住宅は利用できるのか。その点もうちょっと詳しく、伺いたい。それから、利用料金ですが、町営住宅の管理条例の場合は、敷金が3ヶ月等が必要ですし、町民でなければならぬだとかという部分もございますし、即刻町民になるというものもあるかもしれませんが、その点新たな管理条例を今後検討して、お作りになるという意味合いになってくるのでしょうかその点も含めて、伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、大谷課長。

○住民生活課長(大谷隆男君) 利用者につきましては、体験住宅につきましては、体験的に利用して美瑛の良さをわかってもらおうというところだと思いますが、例えば体験していただきまして、美瑛町にぜひ住みたいというような、そういう意思があった場合に、これは美瑛町に定住したいということになりますので、この住宅の対象になるのではないかなというふうに考えています。条例等の関係ですね、これにつきましては、町営住宅とは別のものになります。ですから利用の基準につきましては、町営住宅とはまた別に設けなければならないものと考えています。以上です。

○議長(齊藤 正議員) はい、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。次に進みます。

議案集の27頁から30頁まで、第10款教育費から第13款災害復旧費までについての質

疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に議案集の15頁から18頁まで、歳入全款についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

議案集の14頁、第2表地方債補正についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

議案集の11頁から13頁まで、平成24年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号についての質疑を行います。議案集の31頁から36頁まで、平成24年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算の条文と第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第6号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。お諮りします。2案件の討論は一括行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、2案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、議案第5号から議案第6号までの2案件についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第5号から議案第6号までの2案件についての討論を終わります。

これから、日程第6、議案第5号の件を採決します。議案第5号、平成24年度美瑛町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第6号の件を採決します。議案第6号、平成24年度美瑛町公共下水

道事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。若干休憩いたします。

---

日程第8 議案第7号 教育委員会委員の任命について

---

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第7号、教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

(「はい、町長」の声)

はい、浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 議案第7号の提案理由の説明を述べさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

提案をさせていただきます教育委員の大西様ですが、現在14年10月から教育委員会の委員として務めていただいています。現在3期目であります。9月30日で任期満了となりますので、大西氏の教育委員会委員の再任について議会の同意をお願いするものであります。以上であります。よろしく申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論であります。省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第7号の件を採決します。議案第7号、教育委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は同意することに決定しました。



---

日程第9 議案第8号 教育委員会委員の任命について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第9、議案第8号、教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

（「はい、町長」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 議案第8号の提案理由についてご説明申し上げます。

（議案の朗読を省略する）

千葉茂美氏は美瑛町職員として長年勤務され、現在会計管理者を務めています。9月30日で奥山清氏が教育長を任期満了となることから、教育委員会委員として任命したく、議会の同意をお願いするものであります。生年月日については29年の2月19日生まれ58歳、北海学園大学を卒業されています。その後役場で職員として勤めていただいて、これまでもご活躍をいただいたところであります。今回、奥山教育長が退任ということになります。私も大変現役のときからお世話になり、また美瑛町の教育のあり方について色々ご示唆をいただき、教育長の就任をお願いをしたところです。美瑛町の教育委員の教育長の立場につきましても、これまでも職員の方と民間の方もなられたという部分もあるわけではありますが、奥山教育長には4年で何とか、これまで培ってきた教育の専門家として、美瑛町の教育の場に貴重な経験を生かしていただいて、美瑛町の教育の発展にお力をいただきたいということでお願いをしてきた経過であります。今回私は大変感謝を申し上げながら送らせていただくこととなりますが、どうぞこれからもまたご活躍をいただきますよう、ご期待を申し上げます。新しく任命をお願いします千葉氏につきましても、奥山教育長の跡をしっかり継いでいただけるものと、そう考えて今回提案をさせていただくものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は、討論であります。省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第8号の件を採決します。議案第8号、教育委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は同意することに決定しました。

---

日程第10 議案第9号 教育委員会委員の任命について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第10、議案第9号、教育委員会委員の任命について同意を求め  
る件を議題とします。提出者の説明を求めます。

(「はい、町長」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 議案第9号について提案理由の説明を申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

今回提案をさせていただきます小野寺晴紀氏は、美瑛町青少年連絡育成協議会会長を長年務められるとともに、現在社会教育委員を務められています。9月30日で村上和男教育委員長が一身上のことで辞職されるということになりました。教育委員会委員として今回後任としての任命をお願いしたく、議会の同意をお願いするものです。経歴ですが、43年5月22日生まれの44歳、最終学歴につきましては、旭川実業高校、昭和62年3月卒業、主な公職は先ほど申し上げましたとおりです。小野寺氏には若い視点で美瑛町の教育の発展にお力をいただきたいと、今回議会に提案をさせていただくものです。また、村上和男教育委員長につきましては、12年間という長きにわたり教育委員を務めていただきました。美瑛町の教育の発展に、また子供たちの本当に親身になった教育に大変なお力をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。また、9年間委員長として、美瑛町の教育行政を本当に先頭に立って引っ張っていただきました。学校の先生方等も非常に馴染みの深い教育委員長となったところですから、みんな寂しい思いをしているところですが、委員長の申し出に基づき、今回の経過となったということで、皆さん方にご報告を申し上げます。どうぞこれからもお元気でご活躍いただきますよう、この場をお借りしてお願いを申し上げます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は討論であります。省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第9号の件を採決します。議案第9号、教育委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は同意することに決定しました。

---

日程第11 議案第10号 請負契約の締結について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第11、議案第10号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、保健福祉課長」の声)

はい、池田課長。

(保健福祉課長 池田由行君 登壇)

○保健福祉課長(池田由行君) 議案第10号、請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案書につきましては40頁となります。この請負契約の締結につきましては、援護を必要とする高齢者の方々に住み慣れた地域で、健やかに安心して住み続けられる住居を提供するため、南町1丁目に継ぐ2棟目として、西町2丁目に建設いたします高齢者福祉住宅、居室数15室ですが、これにつきまして、9月13日に入札を執行し、仮契約を締結しているところでございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。以下、朗読をもってご説明申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第10号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第10号の件を採決します。議案第10号、請負契約の締結に

ついでに、この案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第11号 請負契約の一部変更について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第12、議案第11号、請負契約の一部変更についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい、都市建設課長」の声)

武井都市建設課長。

(都市建設課長 武井一真君 登壇)

○都市建設課長(武井一真君) 議案第11号の請負契約の一部変更についての提案理由のご説明を申し上げます。議案書につきましては、41頁になります。この案件につきましては、先の6月定例議会におきまして議決をいただきました案件でございます。設計時点で岩盤線、いわゆる岩が出るだろう線ですが、岩盤線を入れていました。施工時点で岩盤の量が増えたため、設計変更を行い、337万500円の増額をお願いするものでございます。岩盤排出の当初設計の量は約2千立方メートル、変更後約3千立方メートル、従いまして1千立方メートルの増となったところです。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第11号の件を採決します。議案第11号、請負契約の一部変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第12号 財産の取得について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第13、議案第12号、財産の取得についての件を議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、学校教育課長」の声）

はい、藤原学校教育課長。

（学校教育課長 藤原 悟君 登壇）

○学校教育課長（藤原 悟君） 議案第12番の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集の42頁をご覧ください。この度ご提案します財産の取得につきましては、宇莫別線を走行するスクールバスの更新に伴うものです。現在、走行中のスクールバスは平成13年度に購入したものです。9月13日に入札を行い、仮契約を交わしているところです。それでは議案を朗読し、提案します。

（議案の朗読を省略する）

以上で、議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第12号の件を採決します。議案第12号、財産の取得についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第13号 美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第14、議案第13号、美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい、政策調整室長」の声）

はい、中山政策調整室長。

(政策調整室長 中山勝利君 登壇)

○政策調整課長(中山勝利君) 議案集の43頁をお開き願います。議案第13号、美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての提案理由の説明を申し上げます。国が定める過疎地域自立促進特別支援法に基づきまして、本町では平成22年から27年までの間、想定される事業を項目ごとに整理し、過疎計画を策定しました。平成22年、議会の承認をいただきまして、過疎対策事業債の借り入れを行い、事業の実施を進めてきました。今年度、美瑛町財政運営計画の変更に係る建設事業実施計画の見直しを行うとともに、過疎計画のソフト事業の採択要件が緩和されたことにより、修繕等の事業についても一部認められることになり、今回現計画に記述されていない新事業、または今後想定される事業等、借入対象とするために29事業の追加及び修正をすることについて、議会の議決を求めるものです。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。長いので2部に分けて質疑を受けます。

議案集の43頁から50頁まで、議案本文及び別紙市町村計画2項産業の振興から3項交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進までについての質疑を受けます。43頁から50頁まで。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

議案集の51頁から61頁まで、4項生活環境の整備から10項その他地域の自立促進に関し必要な事項までについて質疑を許します。

51頁から最後まで、質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第14、議案第13号の件を採決します。議案第13号、美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい。挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第15 認定第1号 平成23年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第2号 平成23年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第3号 平成23年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第4号 平成23年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第5号 平成23年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第6号 平成23年度美瑛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第7号 平成23年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第8号 平成23年度美瑛町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第23 認定第9号 平成23年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
- 

**○議長（齊藤 正議員）** 日程第15、認定第1号、平成23年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第16、認定第2号、平成23年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第17、認定第3号、平成23年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第18、認定第4号、平成23年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第19、認定第5号、平成23年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第20、認定第6号、平成23年度美瑛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第21、認定第7号、平成23年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第22、認定第8号、平成23年度美瑛町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての件、及び日程第23、認定第9号、平成23年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題とします。

まず、認定第1号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、総務課長」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） 認定第1号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集の62頁になります。平成23年度的美瑛町一般会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものです。それでは最初に議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

それでは別冊の平成23年度美瑛町各会計決算書と平成23年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により、決算の内容についてご説明を申し上げます。最初に、平成23年度美瑛町一般会計歳入歳出決算書により説明します。1頁になります。歳入歳出決算書の歳入から説明を行います。歳入合計額のみ読み上げます。3頁になります。歳入合計、予算現額100億9,107万5千円、調定額100億4,630万114円、収入済額98億9,842万1,952円、不納欠損額147万9,263円、収入未済額1億4,639万8,899円、予算現額と収入済額との比較1億9,265万3,048円の減です。次の頁に移ります。5頁になります。次に、歳出について説明します。7頁の合計額のみ読み上げます。歳出合計、予算現額100億9,107万5千円、支出済額97億5,498万9,342円、翌年度繰越額1億9,946万円、不用額1億3,662万5,658円、予算現額と支出済額との比較3億3,608万5,658円。歳入歳出差引残額1億4,343万2,610円。9頁以降の歳入歳出決算事項別明細書と155頁の充用内訳は説明を省略させていただきます。156頁の実質収支に関する調書になります。156頁です。実質収支に関する調書は区分、金額の順に読み上げます。1歳入総額98億9,842万1,952円、2歳出総額97億5,498万9,342円、3歳入歳出差引額1億4,343万2,610円、4翌年度へ繰り越すべき財源（1）継続費逓次繰越額0円。（2）繰越明許費繰越額866万円、（3）事故繰越し繰越額0円、計866万円、5実質収支額1億3,477万2,610円、6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。次の頁以降の財産に関する調書は説明を省略させていただきます。次に、別冊の決算に係る行政報告書により説明をいたします。1頁をお開きいただきたいと思います。平成23年度美瑛町一般会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、平成23年度における主要な施策とその成果について報告します。以下、1総括を抜粋し朗読し説明にかえさせていただきます。5行ほど省略し、6行目からになります。本町の財政状況につきましては、これまでの財政再建の取り組みを経て、平成22年度決算をもって「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定められた健全化判断比率すべての基準を下回りました。本年度においても、引き続き地方交付税措置が僅かな起債については借り入れを行わず、自主財源による施策事業等の実施に努め、一般会計における平成23年度末の町債の残高は124億2,800万円となり前年度末と比較して3億4,700万円の減少となりました。引き続き公債費負担の適正化や健全な財政運営に取り組んでいかなければなりません。調整の運営では、新たに策定した第5次行政改革大綱に基づき



継続した事務事業の整理、見直しを行い経常経費の節減に努め、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めました。歳入においては、基金からの取り崩しを行わず歳出では、国の経済対策を活用した事業の実施、公共施設等建設基金や丘のまちびえいまちづくり基金等への積み立てを行い、今後のまちづくりにおける施策や事業の展開を見据えた対策を講じ、長期的な視野に立った財政の健全性に配慮し予算の執行に努めました。平成23年度の主な振興策としては「丘のまちびえい活性化協議会」を設立し、農林業、商工業、観光分野が連携したまちづくりを進めるため、まちの活性化プランの策定に取り組みました。農業振興では、1行ほど省略させていただきます。下段になります。美瑛町農業協同組合が施工した麦類乾燥調製貯蔵施設、野菜鮮度保持新技術導入事業への支援、大雨被害による農業の経営支援対策や農業共済への加入促進を目的とした支援事業に取り組みました。以下省略し、次頁2行目からになります。商工業からになります。商工業の振興では、消費者行政活性化事業として消費生活相談員を配置し、相談業務の充実を図りました。また、金融懇話会の開催や町特別融資制度に合わせた信用保証料の補助を継続的に実施するなど地元中小企業に対する支援体制の強化に努めました。経済振興では、商工会で取り組むプレミアム付商品券発行に対する支援を行いました。観光振興では、「国際観光交流推進協議会」に対する支援を実施し、地域資源を活用した観光PRや人的交流、スポーツを切り口とした観光客の誘客などに取り組むとともに、外国人観光客の観光案内の充実のため専門スタッフの雇用と外国人向け観光パンフレットの作成に取り組みました。イベント関係では、観光客が気軽にサイクリングを楽しめるようセンチュリーライド60kmコースに常設看板を設置し、日常的にサイクルスポーツに取り組める環境整備を行いました。移住対策では、セカンドホーム体験住宅2棟を増設し移住対策と二地域居住の推進に取り組みました。以下6行省略をさせていただきます。保健関係からになります。保健関係の健診事業では、「K・U（健診受けよう）運動」を継続し未受診者へのアンケートや家庭訪問を行い受診勧奨に努め、予防接種事業では、契約医療機関を増やし接種環境の整備やインフルエンザワクチン接種及び子宮頸がん予防、ヒブ、小児肺炎球菌のワクチン接種について引き続き助成を行い、予防接種を受けやすい環境づくりに努めました。小中学生の医療費については、これまでの入院に係る助成に加え、外来に係る医療費についても助成を拡大し、子育て世代の負担軽減や福祉保健福祉の向上に努めました。4行ほど省略をさせていただきます。住宅建設になります。住宅建設では、旭町団地2号棟外構整備及び平成24年度着手予定の旭町団地3号棟実施設計事業、東町団地屋根改修事業などに取り組みました。学校教育では、地域の特性を生かした特色ある教育活動を展開するべく、教育指導助手の増員配置及び外国語指導助手の複数配置、心の教育相談員の学校巡回などを継続して取り組み「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成に努めました。学校施設では、美瑛町耐震経営改修促進計画に基づき美瑛小学校と明徳小中学校において耐震診断事業を行いました。以下2行ほど省略させていただきます。図書館か

らなります。図書館においては、図書の充実とボランティア団体との連携により一層の利用促進が図られ、また、図書館建設事業では、美瑛産カラ松材を天井や壁に使用し、来館者が気持ちよく利用できる施設機能の充実を図り開館に向けて準備を行いました。2行ほど省略させていただきます。平成23年からなります。平成23年度末における財政指標は、経常収支比率が82.1%（前年度79.8%）、一般事務組合や公営企業会計などに対する元利償還金への繰出金なども含めた実質公債費比率は、15.6%（前年度17.0%）となり、安定した財政運営を行える状況になりましたが、今後とも公債費の負担適正化、行財政運営の効率化をさらに進めるとともに、引き続き基幹産業である農林業を柱として、地域が自立する町民とともに創る、子どもからお年寄りまでみんなが安心安全に暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。以下4頁から51頁までは説明を省略させていただきます。以上で、認定第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（齊藤 正議員）** 次に、認定第2号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、住民生活課長」の声）

はい、大谷住民生活課長。

（住民生活課長 大谷隆男君 登壇）

**○住民生活課長（大谷隆男君）** 認定第2号についてご説明をさせていただきます。議案集の63頁をお開き願います。平成23年度的美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。最初に議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、決算書の163頁をお開き願います。歳入歳出決算合計額のみをご説明します。歳入合計、予算現額、190万5千円、調定額2,504万8,352円、収入済額191万6,650円、不納欠損額329万4,099円、収入未済額1,983万7,603円、予算現額と収入済額との比較1万1,650円。次に歳出合計、予算現額190万5千円、支出済額115万円、不用額75万5千円、予算現額と支出済額との比較は75万5千円であります。歳入歳出差引残額76万6,650円。以下事項別明細書につきましては省略をさせていただきます。次に169頁をお開き願います。実質収支に関する調書、1歳入総額191万6,650円、歳出総額115万円。3歳入歳出差引額76万6,650円、4翌年度へ繰り越すべき財源計0円、5実質収支額76万6,650円、6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0円です。次に別冊、決算に係る行政報告書の52頁をお開き願います。平成23年度美瑛町国民健康保険特別会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、平成23年度美瑛町国民健康保険特別会計の決算について、下記のとおり報告します。国民健康保険事業は平成16年度から大雪地区広域連合で業務を行っていますが、遡及課税、滞納繰越など過年度分の国民健康保険税は地方税法に基づいた税であり、

その税を課税権のない広域連合に引き継ぐことができないために、国民健康保険特別会計を存続して過年度分税の遡及賦課、徴収、還付等の会計処理を行いました。本年度の決算では、歳入総額191万6千円に対し、歳出総額115万円で、差し引き76万6千円の繰越しとなりました。以下、歳入歳出状況は省略をさせていただきます。以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（齊藤 正議員）** 次に、認定第3号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、保健福祉課長」の声）

はい、池田保健福祉課長。

（保健福祉課長 池田由行君 登壇）

**○保健福祉課長（池田由行君）** 議案書の64頁をお開き願います。認定第3号につきましては、平成23年度の美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。最初に議案条文を朗読させていただき、その後決算書と決算に係る行政報告書により説明をさせていただきます。それでは議案条文を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

次に、決算書の170頁をお開き願います。歳入歳出決算書になります。歳入歳出決算書、歳入歳出とも合計額のみをもってご説明します。歳入、歳入合計、予算現額1億2,765万5千円、調定額1億2,761万364円、収入済額1億2,761万364円、収入未済額0円。予算現額と収入済額との比較4万4,636円の減。続きまして歳出になります。歳出、歳出合計、予算現額1億2,765万5千円、支出済額1億2,744万4,493円、不用額21万507円、予算現額と支出済額との比較21万507円、歳入歳出差引残額16万5,871円。以下、事項別明細書については省略させていただきます。次に、176頁をお開き願います。実質収支に関する調書になります。実質収支に関する調書、各項目とも区分、金額の順に申し上げます。1歳入総額1億2,761万364円、2歳出総額1億2,744万4,493円、3歳入歳出差引額16万5,871円、4翌年度へ繰り越すべき財源計0円、5実質収支額16万5,871円、6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。下段の財産に関する調書については省略をさせていただきます。次に、別冊の決算に係る行政報告書の53頁をお開き願います。平成23年度美瑛町老人保健施設事業特別会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、平成23年度美瑛町老人保健施設事業特別会計の決算について下記のとおり報告します。以下、抜粋により朗読し、報告とさせていただきます。「美瑛町老人保健施設ほの香」は、要介護者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために必要なケアとサービスを提供し、生きがいを持って療養生活を送ることができるよう積極的に支援してまいりました。平成23年度より指定管理者制度を利用料金制度に移行し、指定管理者自らの発想を運営に関する体制づくりに努めました。以下、歳入歳出の内容につきましては省略をさせていただきます。以上です。よろしくお願いを申し上げます。

す。

○議長（齊藤 正議員） 次に、日程第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、農林課長」の声）

はい、大西農林課長。

（農林課長 大西宣充君 登壇）

○農林課長（大西能正君） それでは、認定第4号についてご説明をさせていただきます。議案書の65頁をお開きをください。最初に条文を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

次に、平成23年度各会計決算書の177頁をお開きをください。歳入歳出決算書につきましては、合計欄のみ申し上げさせていただきます。歳入、予算現額1,978万6千円、調定額1,977万9,368円、収入済額1,977万9,368円、収入未済額0円、予算現額と収入済額との比較6,632円の減です。歳出、予算現額1,978万6千円、支出済額1,977万9,368円、不用額6,632円、予算現額と支出済額との比較6,632円増です。歳入歳出差引残額0円。続きまして、次ページ以降の事項別明細書につきましては省略をさせていただきます。次に184頁をお開きください。実質収支に関する調書、枠の中です。1歳入総額1,977万9,368円、2歳出総額1,977万9,368円、3歳入歳出差引額0円、翌年度へ繰り越すべき財源計0円、5実質収支額0円、6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。下の欄、財産に関する調書につきましては省略をさせていただきます。次に、別冊の決算に係る行政報告書54頁をお開きをいただきたいと思います。平成23年度美瑛町水力発電事業特別会計決算書に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、平成23年度美瑛町水力発電事業特別会計の決算について、下記のとおり報告いたします。説明文につきまして、上段4行目から説明をさせていただきます。寿命を迎えた発電計量記録装置の修繕を行うとともに、受注生産のため納品に時間の要する機器の事前購入を行い、突然の故障に速やかに対応できる準備をいたしました。平成23年度の決算では、歳入において当初予算に対し、発電事業収入では前年度比52万4千円の増、繰入金で前年度比315万5千円の減などにより、263万1千円の減となり、歳入、歳出それぞれの総額1,977万9千円となりました。以下、歳入歳出につきましては省略をさせていただきます。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） 2時20分まで休憩いたします。

休憩宣告（午後2時01分）

再開宣告（午後2時20分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第5号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、商工観光課長」の声)

はい、後路商工観光課長。

(商工観光課長 後路宜伸君 登壇)

**○商工観光課長(後路宜伸君)** 議案書の66頁をお開き願います。平成23年度の美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。以下朗読をもってご説明申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の185頁をお開き願います。歳入歳出決算書、歳入歳出決算の合計額のみをご説明いたします。歳入です。歳入合計、予算現額1,789万9千円、調定額1,818万2,362円、収入済額1,818万2,362円、収入未済額0円。予算現額と収入済額との比較28万3,362円。

次に歳出です。歳出合計、予算現額1,789万9千円、支出済額1,703万8,297円、不用額86万703円、予算現額と支出済額との比較86万703円、歳入歳出差引残額114万4,065円です。187頁から190頁事項別明細書につきましては省略させていただきます。次に、191頁をお開き願います。実質収支に関する調書です。1歳入総額1,818万2,362円、2歳出総額1,703万8,297円、3歳入歳出差引額114万4,065円、4翌年度へ繰り越すべき財源、計0円、5実質収支額114万4,065円、6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円です。192頁の財産に関する調書につきましては省略させていただきます。

次に、別冊決算に係る行政報告書の55頁をお開き願います。平成23年度美瑛町白金泉源事業特別会計に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、平成23年度美瑛町白金泉源事業特別会計の決算について、下記のとおり報告します。美瑛町白金泉源事業は泉源を利用するホテル等に安定した湯量を供給するため、配管やポンプの点検修繕、さらには安定供給整備事業として19号井及び20号井の記録計、計装器等を改修工事を実施しました。平成23年度においては、新たに2件の施設が加入し、現在12施設に温泉を供給しています。また、将来にわたって今日と変わらぬ安定した湯量を確保することを目的として、泉源使用料の一部を美瑛町白金泉源事業特別会計基金に積み立てを行いました。以下、歳入歳出決算からは省略をさせていただきます。以上です。どうぞよろしく願い申し上げます。

**○議長(齊藤 正議員)** 次に、認定第6号について提案理由の説明を求めます。

(「はい、水道課長」の声)

はい、山田水道課長。

(水道課長 山田厚誠君 登壇)

**○水道課長(山田厚誠君)** それでは、議案集の67頁をお開き願います。平成23年度簡易水

道事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。以下、議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の193頁をお開き願います。歳入歳出決算書、歳入について合計欄のみをもってご説明を申し上げます。歳入合計、予算現額1億401万5千円、調定額1億402万9,685円、収入済額1億364万9,531円、収入未済額38万154円、予算現額と収入済額との比較36万5,469円の減。続きまして、歳出について合計欄のみをもってご説明を申し上げます。歳出合計、予算現額1億401万5千円、支出済額1億104万2,074円、不用額297万2,926円、予算現額と支出済額の比較297万2,926円、歳入歳出差引残額260万7,457円。以下、事項別明細書につきましては省略をさせていただきます。次に、201頁をお開き願います。実質収支に関する調書、実質収支に関する調書の説明を区分、金額の順にご説明を申し上げます。1歳入総額1億364万9,531円、2歳出総額101億104万2,074円、3歳入歳出差引額260万7,457円、4翌年度へ繰り越すべき財源計0円、5実質収支額260万7,457円、6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金0円。なおこの残額は、美瑛町水道事業会計との統合に伴い、地方公営企業法施行令第4条に基づいて美瑛町水道事業会計に引き継いだ。財産に関する調書は省略させていただきます。次に、別冊の決算書に係る行政報告書の56頁をお開き願います。平成23年度美瑛町簡易水道事業特別会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、平成23年度美瑛町簡易水道事業特別会計の決算について、下記のとおり報告します。美瑛町簡易水道事業は、平和地区、五稜地区に安全な水道水を安定して供給することを目的として事業を運営してきましたが、平成23年度末をもって廃止され、美瑛町水道事業に統合されることとなりました。そのため、平成23年度は一般会計から統合推進にかかわる経費が繰り入れとなり、公営企業会計システムの購入費、水道事業認可変更に伴う委託料など、例年になく経費を計上することとなりました。さらに、平成23年度は落雷、大雨などの自然災害で計装機器、配水本管が損傷したことにより、修繕費が大幅に増額となりました。建設事業では、水沢・新星・美沢地区で配水管の新設工事、道路整備に併せての配水管布設替工事などを実施しました。また、平成22年度からの事業として、平和地区に水質の常時監視を目的とした水質監視設備新設工事を行い、昨日強化を図り安定した水道水の供給に努めてまいりました。歳入歳出決算は、地方公営企業法施行令第4条の規定により平成23年度末をもって打ち切り決算とし、歳入総額1億364万9千円に対し、歳出総額1億104万2千円の差引260万7千円の残額と、未収金38万円、未払金・未払費用180万2千円の債権債務は、統合先の美瑛町水道事業会計に引き継ぐこととしました。以下、歳入歳出の内訳につきましては省略させていただきます。以上です。よろしく願います。

○議長（齊藤 正議員） はい、課長そのまま。

次に、認定第7号について提案理由の説明を求めます。

山田水道課長。

○水道課長（山田厚誠君） それでは引き続き、議案集の68頁をお開き願います。平成23年度、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。以下議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

次に、決算書の202頁をお開き願います。歳入歳出決算書、歳入について合計欄のみをもってご説明とさせていただきます。歳入合計、予算現額6億4,785万7千円、調定額6億5,746万5,645円、収入済額6億5,193万2,556円不納欠損額14万1,388円、収入未済額539万1,701円、予算現額と収入済額との比較407万5,556円。次に、支出について合計欄のみをもってご説明を申し上げます。支出合計、予算現額6億4,785万7千円、支出済額6億4,488万2,844円、不用額297万4,156円、予算現額と支出済額との比較297万4,156円、歳入歳出差引残額704万9,712円。以下、事項別明細書につきましては省略させていただきます。次に、212頁をお開き願います。実質収支に関する調書、実質収支に関する調書の説明を区分、金額の順に説明を申し上げます。1歳入総額6億5,193万2,556円、2歳出総額6億4,488万2,844円、3歳入歳出差引額704万9,712円、4翌年度へ繰り越すべき財源合計0円、5実質収支額704万9,712円、6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により基金繰入金0円です。財産に関する調書は省略させていただきます。次に、別冊の決算に係る行政報告書の58頁をお開き願います。平成23年度美瑛町下水道事業特別会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、平成23年度美瑛町公共下水道事業特別会計の決算について、下記のとおり報告します。美瑛町公共下水道事業は、管渠布設工事により扇町地区の整備拡張を図り、汚水管については延長78mを実施し、整備率81.9%（認可面積355haに対し、整備済290.6ha）となりました。終末処理場の老朽に伴う改築・更新工事は汚泥濃縮槽・汚泥貯留槽・汚泥脱水機等の汚泥処理設備、運転設備・計装設備・監視制御装置等の電気設備工事を実施しました。昭和61年9月、終末処理場が供用を開始し、本年度末の現況は、処理区域人口6,974人（普及率64.3%）となり、このうち水洗化戸数3,126戸、水洗化人口6,559人（水洗化率94%）となりました。歳入歳出決算では、歳入総額6億5,193万3千円に対し、歳出総額6億4,488万3千円で、差し引き705万円の繰り越しとなりました。以下、歳入歳出の内訳につきましては省略させていただきます。以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） はいそのまま。

次に、認定第8号について提案理由の説明を求めます。

山田水道課長。

**○水道課長（山田厚誠君）** それでは、議案書の69頁をお開き願いたいと思います。平成23年度美瑛町水道事業会計の剰余金の処分については、地方公営企業法が改正され、条例化、または議会の議決を必要とすることから、このたび決算の認定とあわせてお願いするものです。以下、議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊の決算書に係る行政報告書の60頁をお開き願います。平成23年度美瑛町水道事業会計決算に係る行政報告書、上段2行につきましては省略をさせていただきます、3行目からご説明を申し上げます。平成23年度の水道事業は、施設の老朽化による維持修繕及び大雨災害による施設の損壊など、修繕費が増額することとなりましたが、職員を5名から4名にするなどして費用の削減に努め経営の効率化と健全化に努めてまいりました。本年度の経営状況ですが、収益の根幹である給水収益は、記録的な高温となった前年度と比べ有収水量が平年並みとなったことから、前年度比308万2千円減の1億7,017万8千円、水道事業収益全体としては1億8,759万2千円となり前年度を下回る結果となりました。水道事業費用は、施設の老朽化により修繕が増えたことから、配水及び給水費の修繕費が前年度比245万6千円の増となりました。経費全体では前年比445万6千円減の1億8,598万円となりました。収益の減少を上回る経費の削減により本年度は161万2千円の純利益を計上することとなりました。建設工事は、本町地区浄水場設備更新工事、旭町3丁目4番線他の配水管布設替工事を施工しました。以下の報告については省略させていただきます。次に、決算書213頁をお開き願います。平成23年度水道事業決算報告書、収益的収入及び支出について報告させていただきます。収益的収入及び支出、収入、区分、第1款水道事業収益、当初予算額2億56万9千円、補正予算額220万円の増、合計2億276万9千円、決算額1億9,650万7,561円、予算額に比べ決算額の増減626万1,439円の減。決算額の中には891万5,796円の借受消費税が含まれています。以下、各項の決算額と増減額のみを報告させていただきます。第1項、営業収益、決算額1億8,012万9,883円、予算額に比べ決算額の増減36万7,883円の増です。第2項営業外収益、決算額1,637万7,678円、予算額に比べ決算額の増減662万7,322円の減。第3項特別利益、決算額0円。予算額に比べ決算額の増減額は2千円の減となっています。続きまして支出、区分、第1款水道事業費用、当初予算額2億16万8千円、補正予算額315万7千円の減、合計額1億9,701万1千円、決算額1億9,323万5,018円、不用額377万5,982円。決算額の中には275万8,970円の仮払消費税が組まれています。以下、各項の決算額と不用額のみを報告させていただきます。第1項営業費用、決算額1億7,613万1,386



円、不用額241万4,614円、第2項営業外費用、決算額1,566万3,409円、不用額67万1,591円、第3項特別損失、決算額144万223円、不用額18万9,777円、第4項予備費、決算額0円、不用額50万円。

次のページをお開き願います。次に、資本的収入及び支出について報告をさせていただきます。収入区分、第1款資本的収入、当初予算額290万1千円、補正予算額2千万円の増、地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額646万8千円、合計2,936万9千円、決算額2,912万4,500円、予算額に比べ決算額の増減24万4,500円の減。以下、各項の決算額と増減額のみを報告させていただきます。第1項工事負担金、決算額912万4,500円、予算額に比べ決算額の増減24万3,500円の減、第2項固定資産売却代、決算額2千万円、予算額に比べ決算額の増減1千円の減となっています。次に支出、区分、第1款資本的支出、当初予算額4,320万2千円、補正予算額1,911万円の増、地方公営企業法第26条の規定により繰越額646万8千円、合計6,878万円、決算額6,821万900円、不用額56万9,910円、決算額の中には202万3,430円の仮払消費税が含まれています。以下、各項の決算額と不用額のみを報告させていただきます。第1項建設改良費、決算額4,249万2,030円、不用額56万8,970円、第2項企業債償還金、決算額2,571万8,060円、不用額940円、資本的収支額が資本的支出額に対し不足する額3,908万5,590円は、当年度消費税資本的収支調整額163万4,857円、過年度分損益勘定留保資金3,745万733円で補てんをしました。以下、財務諸表及び決算附則書類等につきましては省略させていただきます。以上です。よろしく願います。

○議長（齊藤 正議員） 次に、認定第9号について提案理由の説明を求めます。

（「はい、事務局長」の声）

はい、太田町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 太田茂夫君 登壇）

○事務局長（太田茂夫君） 認定第9号の提案理由をご説明申し上げます。議案集の70頁をお開き願います。認定第9号につきましては、平成23年度的美瑛町立病院事業会計決算の認定をお願いするものです。以下、朗読をもって、ご説明をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊の決算書に係る行政報告書の62頁をお開き願います。平成23年度美瑛町立病院事業会計決算に係る行政報告書です。1の総括事項ですが、10行目までを省略させていただき、11行目のこうした中での行から朗読をし、報告をさせていただきます。こうした中で病院サービスの向上や感染対策・安全対策などを目的に、医師をはじめ職員による必要事項の検討や各部門調整のため、院内に11の委員会を構成し実践に努めてきたほか、看護部におい

ては年齢構成の平準化と看護業務の再点検のため「教育・業務」の委員会を立ち上げ、新人看護職員の採用や業務の見直しを図ってまいりました。当院におきましても大きな問題でありまず医師の確保対策につきましては、北海道はじめ旭川医科大学、札幌医科大学などに医師派遣要請を積極的に行ってきましたが、本年度の医師の派遣調整施設に選考されず、医師の確保対策は次年度に継続する課題となりました。この結果、本年度の第3条予算収益的収入の損益は、総収入は12億291万7千円、総支出は12億1,187万2千円で895万5千円の純損失となりました。第4条予算資本的収支は地方公営企業法に基づく前年度繰越事業である「屋上防水工事・カルテシステム設置」はそれぞれ事業完了したほか、MRI装置の更新など高度な医療の確保に必要な医療備品を購入し、総収入1億4,285万円、総支出2億8,484万5千円で、支出額に対し不足する額1億4,199万5千円は当年度消費税資本的収支調整額970万2千円、過年度分損益勘定留保資金1億3,229万3千円で補てんいたしました。以下、2の利用状況、3経営状況、4の資本的支出の説明につきましては省略をさせていただきます。次に、決算書の234頁になります。お開き願います。平成23年度美瑛町立病院事業決算報告書です。1収益的収入及び支出です。収入では区分、第1款病院事業収益、当初予算額13億386万7千円、補正予算額6千万円の減、予算額合計12億4,386万7千円、決算額12億419万2,092円、予算額に比べ決算額の増減3,967万4,908円の減でございます。以下、各項の説明につきましては、決算額と予算額に比べ決算額の増減及び消費税についてのみとさせていただきます。第1項医業収益、決算額8億8,126万4,101円、予算額に比べ決算額の増減4,002万7,899円の減、仮受消費税114万7,817円、第2項医業外収益、決算額3億2,292万7,991円、予算額に比べ決算額の増減35万5,991円の増、借受消費税が12万7,372円でございます。第3項特別利益、決算額0円、予算額に比べ決算額の増減3千円の減です。

次に、支出です。区分、第1款病院事業費用、当初予算額13億386万7千円、補正予算額6千万円の減、予算額合計12億4,386万7千円、決算額11億9,836万4,910円、不用額4,550万2,090円。以下、各項の説明につきましては決算額と不用額及び消費税についてのみとさせていただきます。第1項医業費用、決算額11億5,914万9,261円、不用額4,432万6,739円、仮払消費税1,145万2,513円、第2項医業外費用、決算額3,921万5,649円、不用額17万2,351円、第3項特別損失、決算額0円、不用額3千円、第4項予備費、決算額0円、不用額100万円です。次の頁をお開き願います。2の資本的収支及び支出です。収入では区分、第1款資本的収入、当初予算額5,630万円、補正額5,410万円の増、地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額3,465万円、予算額合計が1億4,505万円、決算額1億4,285万円、予算額に比べ決算額の増減が220万円の減となっています。以下、各項の説明についま

しては決算額と予算額及び決算額の増減のみとさせていただきます。第1項医療設備整備負担金、決算額5,410万円、予算額に比べ決算額の増減220万円の減、第2項企業債、決算額5,410万円、予算額に比べ決算額の増減0円、第3項工事負担金、決算額3,465万円、予算額に比べ決算額の増減0円。

次に、支出です。区分、第1款資本的支出、当初予算額2億3,959万1千円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額4,765万円、予算額合計が2億8,724万1千円、決算額2億8,484万5,489円、不用額239万5,511円。以下、各項の説明につきましては決算額と不用額そして消費税のみとさせていただきます。第1項建設改良費、決算額2億373万9,900円、不用額239万5,100円、仮払消費税970万1,900円、第2項企業債償還金、決算額8,110万5,589円、不用額411円、資本的支出額に対し不足する額1億4,199万5,489円は、当年度消費税、資本的収支調整額970万1,900円、過年度分損益勘定留保資金1億3,229万3,589円で補てんをしました。以下、財務諸表、決算付属書類などにつきましては省略をさせていただきます。以上、提案理由の説明を終了します。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

（「はい」の声）

有富代表監査委員

（代表監査委員 有富 武君 登壇）

○代表監査委員（有富 武君） それではお手元の別紙、平成23年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等の決算の審査意見書、平成23年度美瑛町公営企業会計決算の審査意見書の2意見書をお開きいただきたいと思います。

まず初めに、平成23年度一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査の意見を申し上げます。審査の対象は、第1号、平成23年度美瑛町一般会計歳入歳出決算、第2号、平成23年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算から、第7号、平成23年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算までの6特別会計の決算、第8号、平成23年度美瑛町基金運用状況、第9号、地方自治法施行令第166条第2項の規定による調書です。審査の期間は、平成24年8月6日から8月24日までの5日間で、監査室で実施しました。審査の方法ですが、1に記述の平成23年度特別会計を含む各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに関係諸帳簿、基金の運用状況を示す会計課保管の書類等を照合調査し、計数の正確性、予算執行の的確性等の確認を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査を執行しました。後段部分を省略します。審査の結果は、各会計の決算について、その内容を慎重に審査した結果、適正に処理されているものと認めます。本年度末で会計廃止となる美瑛町簡易水道事業特別会計は7頁から8頁に記載していますが、会計の決算に当たっ

ては正確な数値を計上し、処理しているものと認めます。本年は、歳入の町税のうち固定資産税の滞納額が特に増加しているのを始め、税以外の滞納額も増加しています。一方、保育料、住宅料については前年度から大きく減少しています。厳しい情勢の中で、担当職員の訪問による収納の努力は大いに評価するところです。しかし、まだ多額な額があるため、さらなる努力で滞納解消に努めていただきたいと思います。

次に、会計ごとの決算の意見について述べさせていただきます。はじめに一般会計について申し上げます。1頁をお開きいただきたいと思います。平成23年度の決算額は、歳入98億9,842万2千円、歳出97億5,498万9千円で、差し引き1億4,343万3千円は、翌年度へ繰り越しとなっている。以下、表から4頁までは省略させていただいて、5頁の中段から申し上げます。平成23年度決算における内容ですが、例年記述している庁舎維持管理費に係る支出においては、前年度より261万4千円増加の4,588万8千円となっている。建築後十数年が経過する庁舎をはじめ、経年劣化を抱える建物が多く存在する中で、いつ突発的に大規模修繕を要する経費が必要になるとも限らず、また、全国の原子力発電所の電力送電停止による影響で、燃料費・光熱費等の価格の高騰化が予想されます。今後、長期に渡って支出の増加が見込まれることから、町財政運営に当たっては、なお一層の経費節減に努められ、行財政の効率的な運営を継続して進めていただきたいと思います。後年度以降も安定的な税収の確保が流動的な状況にあり、町税を主とする自主財源の減少、さらには、東日本大震災に伴う被災市町村の復興対策が遅れている状況下において、国においては地方交付税・補助金等の削減が実施され、その余剰分が復興財源に回ることが予想されるため、町の財政運営は、さらに厳しい状況になることが予想されます。今一度、限られた財源を有効に活用し、町施策の緊急事業を的確に把握して財源の重点的かつ効率的な配分に努め、町民が望む行政の執行に努めていただきたいと思います。

6頁、次に特別会計について申し上げます。はじめに、国民健康保険特別会計について申し上げます。平成23年度の決算額は、歳入191万6千円、歳出115万円で、差し引き76万6千円は翌年度へ繰り越しとなっています。以下、表まで省略させていただきます。中段の、国保税については、収入未済額が多いことから徴収事務に当たっては、担当課としても大変苦勞されていることは十分理解していますが、今後も関係課との連携を密にしながら協力体制を敷いて、収納率向上に努められるよう望むものです。また、不納欠損処分の実施に当たっても、十分な調査を実施し、適正に処理していただきたいと思います。

次に、老人保健施設事業特別会計について申し上げます。平成23年度の決算は、歳入1億2,761万円、歳出1億2,744万4千円で、差し引き16万6千円は、翌年度へ繰り越しとなっています。以下、表を省略させていただきます。

平成23年度から指定管理者制度の移行により、利用料金は指定管理者の収入としたため、

主に指定管理者の運営に対する支援貸付金 8 千万円及び起債元利償還金等の公債費が主な支出です。今後も看護・介護や機能訓練を提供する施設としての役割の十分に果たされ、運営していただきたいと思います。次に 7 頁、水力発電事業特別会計について申し上げます。

平成 23 年度の決算額は、歳入 1, 977 万 9 千円、歳出 1, 977 万 9 千円となっています。発電事業収入では、前年度比 52 万 4 千円増となっています。以下、表まで省略させていただきます。

平成 15 年度から稼働している発電所施設の安全運転については、今後も定期的な機械の保守点検、管理の下で実施していただきたいと思います。

次に、白金泉源事業特別会計について申し上げます。平成 23 年度の決算額は、歳入 1, 818 万 2 千円、歳出 1, 703 万 8 千円で、差し引き 114 万 4 千円は、翌年度へ繰り越しとなっています。以下、表を省略させていただきます。今後とも、安定した湯量を確保するため、日ごろから配管、ポンプの点検、修繕及び見回り等を常に実施し、安全で、安心な湯量を供給する泉源事業の運営に努めていただきたい。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。平成 23 年度の決算額は、歳入 1 億 364 万 9 千円、歳出 1 億 104 万 2 千円で、差し引き 260 万 7 千円は、翌年度の美瑛町水道事業会計へ繰越し、本年度 3 月をもって簡易水道事業会計の決算を終了し、廃止することとなりました。以下、表は省略させていただきます。

8 頁をお開きいただきたいと思います。水道使用料の収入未済額 38 万円で、13 万 7 千円の増となっています。次年度の水道事業会計の未収金として、また、未払金、未払費用 180 万 2 千円の債務も併せて引き継ぐことになりました。収納事務については、関係課との連携を密にしながら徴収に努力されていることは大いに認めるところですが、水道事業会計に移行しても納入者の公平性を欠かないよう常に徴収に努力し、収入未済額の減少に尚一層の努力を望むものです。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。平成 23 年度の決算額は、歳入 6 億 5, 193 万 3 千円、歳出 6 億 4, 488 万 3 千円で、差し引き 705 万円は、翌年度へ繰り越しとなっています。以下、表まで省略します。収入未済額については 539 万 2 千円（受益者負担金 219 万 4 千円、下水道使用料 319 万 8 千円）で、前年比 645 万 5 千円と比べて 106 万 3 千円の減となっています。滞納処理については、滞納者の実態に即した収納対策を講じ、納入者の公平性を欠かないように適正に処理され、また、不納欠損処分の実施に当たっても、十分な調査を実施のうえ処理し、収入未済額の減少に一層の努力をされることを望むものです。

最後に 9 頁になりますが、各基金の運用状況について意見を述べさせていただきます。1 の一般会計等と 2 の特別会計における各基金の表区分に応じた前年度末残高、決算年度中増減額、

決算年度末現在高については、表に記載のとおりです。

3の審査の結果についてのみ申し上げます。審査の結果は、各基金の運用状況の計数は正確であることを認めます。以下、意見書で読み上げました部分、一部省略致しましたところについては、後ほどご高覧をお願いします。

続きまして、平成23年度公営企業会計決算審査の意見を申し上げます。資料を見ていただきたいと思います。開いていただきまして、審査の対象は、平成23年度的美瑛町水道事業会計及び平成23年度的美瑛町立病院事業会計です。審査の期間は、平成24年7月5日に美瑛町水道事業会計を監査室で、平成24年7月6日には、美瑛町立病院事業会計を町立病院の会議室で、それぞれ1日間で実施をしています。審査についてですが、町長から提出された決算書類に、事業の財政状況及び経営成績が適正に表示されているかを検証するため、始めに担当課局長から平成23年度決算の事業概要を、また、担当者からは、詳細な決算内容、資料の説明を受け、事業会計の伝票、帳簿、台帳、契約書類等の照合など、監査委員が必要と認めるその他審査手続きに基づいて、審査を実施しました。併せて、平成23年度に新たに取得した機器及び装置、工具器具備品及び企業会計システムについて、担当課局内において使用状況等を確認しました。次に、事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察をしました。審査の結果は、両会計の決算について、その内容を検討した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されていて、適正にされていることと認めます。

次に、2企業会計ごとの意見について申し上げます。始めに、美瑛町水道事業会計の意見についてですが、1頁から3頁までを省略させていただきまして、4頁をお開きいただきたいと思います。総括意見として、平成23年度の水道事業会計は、純利益161万2千円が計上されています。この純利益は、配水及び給水管、施設の老朽化に伴う維持修繕費等が前年度よりは増加しているが、給与費等の減少もあって、事業費用全体としては455万5千円の減少となって、事業収益においてその大半を占める水道使用料は、昨年度夏期の記録的な高温に比べ本年度は、本町・白金地区ともに有収水量が平年並みとなったため給水収益は減少しているが、総体の収益・費用勘定においては、若干、事業収益が上回り本年度は161万2千円の純利益を生じています。今後においても、各施設・設備等の耐用年数を迎え、修繕及び更新等における費用の増加が見込まれ、また、給水使用料は、季節的な影響により給水収益の不確定な要素もあり、厳しい経過下での事業運営があると思われませんが、より一層の経費節減に努められるとともに、企業の経済性を発揮され、住民サービスの向上を基本に、良質で安定した水の供給に努められていただきたい。

また、未収金については引き続き臨戸訪問や、個別面談を実施するなどして未収金の徴収に努めていただきたい。

次に、美瑛町立病院事業会計の意見について申し上げます。こちらも1頁から3頁までを省略させていただきまして、4頁の中段から5頁にかけての総括意見のみについて申し上げます。文書中数字の括弧書きについては省略させていただきます。平成23年度における病院事業会計の決算は、前年度と比較すると、収入のうち入院収益については、1人当たりの入院単価は増加しているが、入院患者数の減少により、大幅な入院収益の減少となりました。外来では、外来患者数は減少したが、1人当たりの外来単価が増加したため、外来収益は前年度を上回りました。本年度は、他会計補助金が減少したため、総収益では前年度下回りました。支出においては、時短医師、育児休暇取得の代替看護師等の採用の増伴う給与費の増加や経費、MRI購入による旧器械装置廃棄のための資産減耗費等が増加しました。また、材料費、減価償却費及び企業債利息等が減少となったが、事業総支出においては前年度を若干上回りました。このことにより、総収益では入院収益の減少額が大きく、総体の収益・費用勘定において本年度は895万5千円の純損失が生じることとなりました。病院経営をとりまく医療情勢は依然として厳しい状況にある中、多くの委員会を立ち上げて院内サービスの向上のための努力や事業費用の更なる縮減に努めているなど経営健全化に向けて改善していることは大いに認めるところであります。今後とも病院の理念に則り、医療の質の向上に努め、町民に信頼される医療機関としての使命と役割を自覚し、効率的で健全な病院運営に努められるよう期待しています。減員となっている医師数の確保に向けては、今後も継続して関係大学・機関に派遣要請を積極的に行っていただきたいと思います。また、未収金については、引き続き臨戸訪問や個別面談を実施するなどして未収金の徴収に努めていただきたいと思います。意見書で読み上げなかった部分、一部省略したところについては、後ほどご高覧いただきたいと思います。以上で決算審査の意見を終了させていただきます。

○議長（齊藤 正議員） これから総括質疑を行います。認定第1号から認定第9号までについての関連事項の総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第1号から認定第9号までについての関連事項の総括質疑を終わります。

次に、認定第1号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第1号の総括質疑を終わります。次に、認定第2号についての総括質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、認定第2号の総括質疑を終わります。

次に、認定第3号についての総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第3号の総括質疑を終わります。

次に、認定第4号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第4号の総括質疑を終わります。

次に、認定第5号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第5号の総括質疑を終わります。

次に、認定第6号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第6号の総括質疑を終わります。

次に、認定第7号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第7号の総括質疑を終わります。

次に、認定第8号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第8号の総括質疑を終わります。

次に、認定第9号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、認定第9号の総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっています、日程第15認定第1号から日程第23認定第9号までの9案件の審議については、議長及び監査委員を除く12名の委員で構成する、平成24年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審議とすることにした  
したいと思います。

ご異議ありませんか。



(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっています9案件の審議につきましては、議長及び監査委員を除く12名の委員で構成する、平成24年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることに決定しました。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

しばらく休憩します。

休憩宣告(午後3時23分)

再開宣告(午後3時47分)

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に、平成24年度美瑛町議会決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が参りましたので報告します。

決算審査特別委員会の委員長に1番沢尻健議員、副委員長に5番齊藤幸一議員、以上のとおりであります。

---

#### 日程第24 報告第1号 債権の放棄について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第24、報告第1号、債権の放棄についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい、税務課長」の声)

はい、佐藤税務課長。

(税務課長 佐藤剛敏君 登壇)

○税務課長(佐藤剛敏君) 報告第1号につきましてご説明します。議案集の71頁になります。今回の報告につきましては、平成23年4月1日に施行されました美瑛町の債権管理に関する条例に基づきまして適正に管理してきましたが、同条例第5条に基づき、債権の放棄をいたしましたので、同条例第6条の規定により議会に報告するものです。以下朗読をもって報告とします。

(議案の朗読を省略する)

よろしくお願いたします。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって報告第1号の件は報告を終わります。

---

日程第25 請願第1号 町道の認定に関する請願について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第25、請願第1号、町道の認定に関する請願についての件を議題とします。本日までには受理しました請願は、配布しました請願書の写しのとおりであります。お諮りします。この請願は、議会運営委員会の報告もあり、産業経済常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は産業経済常任委員会に付託し、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第26 意見書案第7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第26、意見書案第7号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、13番沼田議員。

(13番 沼田成功議員 登壇)

○13番(沼田成功議員) はい、13番沼田です。それでは、意見書案につきまして、私の方から朗読をもって提案させていただきますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げたいと思えます。

(意見書の朗読を省略する)

よろしくお願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第26、意見書案第7号の件を採決します。意見書案第7号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、意見書案第7号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

#### 日程第27 議員の派遣について

---

**○議長(齊藤 正議員)** 日程第27、議員の派遣についての件を議題とします。本件について、地方自治法第100条第13項及び美瑛町議会会議規則第119条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思っております。お諮りします。本議会は別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定いたします。

---

#### 日程第28 所管事務調査の申し出について

---

**○議長(齊藤 正議員)** 日程第28、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について総務文教常任委員会委員長齊藤幸一議員、産業経済常任委員会委員長穂積力議員、議会運営委員会委員長山家慶治議員から、所管事務調査を行うため閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

お諮りします。本件については、各委員長から申し出のとおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので承願いたします。

---

閉会宣告

---

○議長（齊藤 正議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。会議を閉じます。平成24年第6回美瑛町議会定例会を閉会します。

午後4時07分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成24年12月19日

美瑛町議会 議長 齊藤 正

議員 山家 慶治

議員 八木 幹男